

# 第74回定時総代会議案

## 会議の目的事項

### 報告事項

1. 2020年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 ..... 1頁
2. 相互会社制度運営に関する報告の件 ..... 72頁

### 決議事項

- 第1号議案 2020年度剰余金処分案承認の件 ..... 75頁
- 第2号議案 評議員承認の件 ..... 76頁
- 第3号議案 取締役11名選任の件 ..... 80頁

# 報 告 事 項

## 1. 2020年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2020年度（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）事業報告書

### 1. 保険会社の現況に関する事項

#### （1）事業の経過および成果等

##### ■経営環境

当年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受けた経済活動の制限により年度始に大きく落ち込みました。夏場以降は経済活動の再開が進むなか、政策効果もあり、個人消費が持ち直したほか、中国向けを中心に輸出も堅調な推移が続き回復局面となりましたが、年末以降、感染再拡大を受け、景気は再び停滞気味の推移となりました。当社においても、緊急事態宣言下で訪問による対面の営業活動を自粛し、さらに、テレワーク環境下で業務継続が必要となる等、事業活動に大幅な制約が生じました。

長期金利は、年度末にかけて米金利の上昇に追随する形で上昇しましたが、引き続き年度を通じて概ねゼロ%近傍で推移しました。一方、株価は、政府による経済対策の決定や米国大統領選結果を好感したほか、ワクチンの開発進展と普及による海外株の上昇もあって堅調に推移し、2月には一時、約30年ぶりに3万円台を回復、期末はやや調整して終えました。

#### （新型コロナウイルス感染症への対応）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況をふまえ、2020年4月に危機管理体制を最高レベルに引き上げ、社長を本部長とする「特別対策本部」を設置しました。地域により感染拡大状況が異なることをふまえ、地域・組織別にリスクレベルの状況をモニタリングのうえ、リスクレベルに応じた対応方針の決定および社内への徹底など、地域ごとに弾力的な業務運営を行ないました。

安全管理については、政府が提唱する「新しい生活様式」に基づき、テレワーク・時差出勤も活用した「三密」の回避やマスクの着用等の「基本的な感染対策の徹底」、感染懸念症状が発生した場合の特別休暇の付与・自宅待機、陽性者判明時に同一拠点内の所属員に対し社費による積極的なPCR検査を実施するなどの「感染拡大防止の徹底」に取り組みました。また、厚生労働省が展開する「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をMYライフプランアドバイザー（以下、「アドバイザー」）の社用スマートフォン「MYフォン」に導入するとともに、職員の私用のスマートフォンでの利用を推進するなどの取組みも行ないました。

感染が急拡大した4月上旬以降、訪問による対面の営業活動は、感染が拡大した地域において順次自粛し、緊急事態宣言の発令以降、全国で自粛しました。その後、同宣言の解除や全国における感染状況をふまえ、5月下旬から順次活動を再開しました。また、感染が再度急拡大した2021年1月から3月にかけては、同宣言が再度発令されたこともふまえ、対象地域におけるアドバイザーの出勤率を抑え、対面と非対面を組み合わせた活動を展開しました。

新型コロナウイルス感染症によるお客さまへの影響を考慮し、生命保険契約をご継続いただけるよ

う「保険料払込猶予期間の延長（※1）」や「新規のご契約者貸付に対する利息の免除（※2）」「契約更新手続期間の延長」「臨時施設等での療養期間も入院給付金・入院治療給付金の対象とする取扱い」「新型コロナウイルス感染症を原因とした死亡・高度障害に対する災害死亡保険金等のお支払い」等の特別取扱いを行ないました。「保険料払込猶予期間の延長」の取扱いは、当年度末時点で累計 13,002 件のご契約に適用し、また、同感染症を原因とするお支払いは、当年度末時点で、個人保険・団体保険あわせて、死亡保険金 526 件・31 億 5,940 万円（うち災害死亡保険金 111 件・3 億 5,185 万円）、入院給付金等 8,060 件・9 億 8,381 万円となりました。

（※1）2020 年 3 月 16 日から 9 月 30 日、2021 年 1 月 8 日から 7 月 31 日の期間に受け付け

（※2）2020 年 3 月 16 日から 6 月 30 日の期間に受け付け

## ■2020 年度「とことん！アフターフォロー特別計画」の取組み

### （10 年計画「MY Mutual Way 2030」）

2020 年 4 月から、10 年後にめざす姿「『ひとに健康を、まちに元気を。』最も身近なリーディング生保へ」の実現に向け、10 年計画「MY Mutual Way 2030」を開始しました。

四つの重点戦略として「期待を超えるお客さま価値・地域社会価値の提供」「人とデジタルの効果的な融合」「運用・海外収益の中核化」「弾力的な『規律ある相互会社運営』」を定め、長期的な環境変化に柔軟に対応しつつ、時代を超えたお客さま志向の経営を追求しています。

### （2020 年度「とことん！アフターフォロー特別計画」）

10 年計画の初年度である 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経営環境の変化をふまえ、3 カ年プログラム「MY Mutual Way I 期」のスタートを 1 年延期し、単年度の特別計画として 2020 年度経営計画「とことん！アフターフォロー特別計画」（以下、「本特別計画」）を策定・推進しました。

本特別計画は、お客さま・従業員の安全確保を大前提に、給付金・保険金のお支払いをはじめとする基幹業務の着実な遂行とお客さまへのアフターフォローを最優先とし、経営目標には業績に関する指標を設定せず、お客さま志向の取組みの推進、テレワーク環境の拡大等をはじめとするコロナ禍をふまえた態勢の整備、3 カ年プログラムで予定していた四「大」改革（※3）の先行実施を三つの重点方針として取り組みました。

その結果、お客さまへのアフターフォローの進捗状況を示す「お客さまアクセス数（個人営業）（※4）」は、当年度末時点で 528.3 万人（目標比 105.7%）、「お客さまアクセス数（法人営業）」は、団体保険加入者へのアクセスが 283.5 万人（目標比 113.4%）、団体保険等窓口へのアクセスが 6,842 団体（目標比 100.6%）と、いずれも経営目標を達成しました。アフターフォローを支える基幹チャネルの陣容を示す「アドバイザー数」も 36,736 人（目標差+2,236 人、年度始差+3,269 人）と経営目標 34,500 人を大幅に達成しました。

また、お客さま満足度調査における総合満足度（※5）は 64.8%（前年度差+2.0pt）となり、2006 年の調査開始以降、過去最高となりました。

（※3）「大」改革は、各分野の制度・インフラ等の抜本的な見直しを図る取組みであり、国内生命保険事業における「営業・サービス『大』改革」「基幹機能・事務『大』改革」、資産運用における「資産運用『大』改革」、経営基盤における「Mutual 経営『大』改革」の四つを設定

（※4）アドバイザー等が対面・非対面を通じてアクセスした生命保険契約者等の人数

（※5）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の五つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

## ■ 全社横断プロジェクト

10年計画におけるめざす姿の実現に向け、二つの全社横断プロジェクトを展開しています。

### (みんなの健活プロジェクト)

2019年4月から、従来の商品・サービスの枠を超えて「お客さま」「地域社会」「働く仲間(当社従業員)」の継続的な健康増進を支援する「みんなの健活プロジェクト」を展開しており、当年度末時点で同プロジェクトにご参加いただいたお客さまは、延べ172.3万人となりました。

当年度は、コロナ禍により自宅で行なえる健康増進の取組みに対するニーズが高まったことをふまえ、エクササイズ動画等をオンラインで配信する「おうちで健活」を新たに展開し、累計視聴者数は約46万人と多くのお客さまに参加いただきました。加えて、2021年1月には同プロジェクトの第3弾商品となる「いまから認知症保険 MC I プラス」を発売しました。

従業員向けには、引き続き、ウォーキングアプリ「MYログ」の活用を推進するとともに、健康保険組合による生活習慣病予防等の特定保健指導に加え、特定保健指導の対象ではないものの、血圧・BMI(※6)等の個別の健康課題を有する従業員に対し、改善アドバイスや情報提供を行なう等の新たな取組みも開始しました。

こうした取組みの結果、2020年5月に実施した「ベストスタイル 健康キャッシュバック」加入者向けアンケートでは、約6割の方が「商品加入をきっかけに健康意識が高まった」と回答し、健康への「意識」の変化につながったことを確認しました。また、従業員においては、2019年度の健康診断結果の「改善・維持率」が過去最高水準となり、7割以上の従業員が前年水準以上となりました。加えて、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の「ホワイト500」(※7)に5年連続で認定されました。

(※6) BMI (Body Mass Index) は肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、 $[\text{体重(kg)}] \div [\text{身長(m)}]^2$ で算出

(※7) 上場企業に限らず、健康保険組合等の保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を顕彰するために、2017年度から開始した認定制度。特に大規模法人部門の上位500社を「ホワイト500」と認定

### (地元の元気プロジェクト)

2020年4月に、地域社会をサポートする全社横断的な取組みである「地元の元気プロジェクト」を開始しました。

当年度は、新型コロナウイルス感染症拡大によって地域社会全体に大きな影響が生じていることをふまえ、地域社会支援につながる寄付活動などの社会貢献性の高い取組みを展開しました。

コロナ禍の影響により支援を必要としている自治体や医療機関等を対象に、従業員による任意の募金に会社拠出の寄付を上乗せして行なう「私の地元応援募金」を実施し、2020年4月から9月までの間に、全国1,210の団体等に総額5.2億円の寄付を行なったほか、2021年2月には、同感染症の再拡大を受け、当社の営業拠点所在地を中心とする748自治体を対象に総額2億円の追加寄付を行ないました。これらを通じて地元自治体との関係を深め、当年度末時点で320の自治体と各地域の課題解決をテーマとする連携協定を締結しました。また、「一般財団法人あしなが育英会」には2020年6月に1億円、2021年2月に5,000万円の寄付を行ない、コロナ禍により困窮する交通遺児や震災遺児に対して支援を行ないました。

さらに、Jリーグとの協働による「とことん! 地元応援キャンペーン with J」を展開し、地元の物産等の魅力を紹介する「地元の元気つなげるサイト」を開設したほか、Jリーグの各クラブ

が安定的に競技や地域貢献に取り組めるよう、各クラブとの個別スポンサー契約の規模を 2021 シーズンに限り拡大しました。加えて、クラウドファンディングの仕組みを通じて地域のみならずと一緒  
に地元の若手アスリートの活動を支援する「地元アスリート応援プログラム」を開始し、地域社会の  
一体感醸成への貢献に取り組みました。

そのほか、2021 年 2 月には新たに日本女子プロゴルフ協会とオフィシャルパートナー契約を締結  
し、当社が全国で行なうゴルフイベントに同協会のティーチングプロを派遣するなど、スポーツの  
すそ野拡大や地域の活性化につながる協働取組みについて合意しました。

## ■分野別の当年度の主な取組み

### 【国内生命保険事業】

新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止措置を講じつつ、非対面での対応も含めたお客さまへ  
のアフターフォローを最優先に取り組みました。

### 【アドバイザー等チャネル】

お客さまへのアフターフォローの徹底に向け、コロナ禍で保険料のお払込みが困難となったお客さ  
まに対して「保険料払込猶予期間の延長」等の特別取扱いのご案内を進めるとともに、お客さま一人  
ひとりにあった保障内容や保険料のコンサルティングを行なう「安心お届け活動」を展開しました。

対面の活動にあたってはお客さまの承諾を前提としました。加えて、社用スマートフォン「MYフォ  
ン」のLINE機能等を活用した非対面でのコミュニケーションも推進しました。その結果、2020 年  
5 月に緊急事態宣言が解除された以降は、対面によるお客さまへのアクセスは概ね前年水準を維持す  
るとともに非対面によるアクセスは年間を通じて前年の約 3 倍に伸展しました。

2020 年 7 月から、来店型店舗「明治安田のほけんショップ」において、テレビ電話機能と画面共  
有機能により非対面での商品提案等が可能な「オンライン面談システム」を導入しており、2021 年  
4 月からは全国の支社・営業所等での利用も開始します。

こうした取組みの結果、前述のとおり、「お客さまアクセス数」は、経営目標を大きく上回った  
ほか、ご契約の総合継続率（※8）が 13 月目は 95.3%（前年度差+0.8pt）、25 月目は 88.8%（前年  
度差+0.1pt）と改善しました。また、お客さま満足度調査におけるアドバイザーに対する満足度  
（※9）は 67.8%（前年度差+7.7pt）、担当者の商品の説明等への満足度を含む商品満足度（※9）は  
64.8%（前年度差+2.1pt）と過去最高となりました。

なお、一般代理店等については、コロナ禍により販売活動が制限されるなか、各代理店に対して、  
お客さまニーズをふまえた商品提案に役立つ動画教材の配信や、WEB会議システムを活用した情報  
提供等、非対面も活用した教育支援に取り組みました。

（※8）アドバイザーチャネルを含む個人保険分野全体のご契約の継続率。契約高ベースで算出。また、保険料払込  
猶予中の契約は有効契約として算出

（※9）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の五つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」  
と回答したお客さまの割合

### 【法人営業チャネル】

コロナ禍においてもお客さまとのリレーションを維持していくため、「企業保険安心サポート活動」  
を展開しました。具体的には、企業・団体向けに、契約内容の確認のご案内を徹底するほか、コロナ



禍に伴うニーズの変化等を幅広く確認し、福利厚生制度の見直しや活用促進に向けた提案を行ないました。また、ご加入者向けには、団体保険の仕組みを掲載した冊子を配付するなど、団体保険の価値を再認識いただく活動を展開しました。

加えて、企業・団体における働き方の多様化等をふまえ、スマートフォンから簡単に団体保険の加入手続き等ができる、団体所属員向け専用WEBシステム「みんなのMYポータル」の導入・利用を推進しました。導入団体数は、当年度末時点で837団体（前年度末差+642団体）となりました。

こうした取組みの結果、前述のとおり、「お客さまアクセス数」は、経営目標を達成しました。また、法人顧客満足度調査における団体保険に対する団体窓口担当者の総合満足度（※10）は82.1%（前年度差+1.9pt）と、前年から上昇しました。

（※10）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の五つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

## 【事務サービス】

新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、生命保険契約の基幹業務であるご契約の引受・管理・お支払業務について、迅速かつ確実に遂行しました。

また、前述の「ご契約に対する特別取扱い」を行なう事務体制を構築し、「保険料払込猶予期間の延長」については、猶予期間分の保険料について分割でお支払いいただけるように取扱いを変更し、令和2年7月豪雨により被災されたご契約にも同取扱いを拡大しました。

加えて、テレワークでも基幹業務を実施できるよう関連システムおよび事務体制を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症対応に限らず広く活用する取組みを開始しました。

### （個人保険分野）

お客さまの非対面ニーズ等の高まりをふまえ、2020年5月から、一部商品において、郵送や電話でのご契約のお申込み手続きを開始したほか、2021年4月からはお客さま専用WEBサイト「MYほけんページ」において、WEB上でお申込みができるようにするなど、非対面で行なうことのできるお手続き範囲の拡充を進めました。また、非対面手続きのプラットフォームとなる同サイトのご案内を推進し、当年度末時点で約186万人のお客さまにご登録いただいています。

あわせて、簡便に給付金を請求いただけるよう、診断書の提出を不要とする範囲を拡大するなど、ご契約の引受・管理・お支払いの各局面におけるお手続きの利便性の向上に取り組むとともに、業務効率化を企図した本社オペレーション業務の抜本的再構築（BPR）（※11）に取り組んでいます。

なお、2021年4月から、これまで当社が進めてきた拠点における定型事務の縮減効果をふまえ、従前これらの業務に従事していた事務・サービスに関する専門知識を有する職員約2,000名を「事務サービス・コンシェルジュ」として登用し、訪問によるお客さまサポート等を行なう「訪問型サービス活動」（※12）を開始します。

（※11）Business Process Re-engineeringの略。現在の業務内容やフロー・組織構造などの可視化を図り、抜本的に再構築し、効果を最大限発揮しうるプロセスをつくり上げること

（※12）お客さまが対面によるアフターフォローを希望される場合に、「事務サービス・コンシェルジュ」がアドバイザーとともに訪問し、保険金・給付金の請求手続きや高齢のお客さまのお手続きサポート等を実施

### （企業保険分野）

企業保険の団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」等の利用を推進し、

当年度末時点で1,224団体（前年度末差+163団体）にご利用いただいています。

また、企業保険の団体所属員向け専用WEBシステム「みんなのMYポータル」について、WEBで給付金を請求できる機能の開発に着手するなど、お客さまのご意見・ご要望をふまえた各種事務サービスの見直しに取り組みました。

こうしたお客さまの利便性向上のための取組みを継続的に推進した結果、団体事務手続き満足度調査における総合満足度（※13）は、73.3%（前年度差+2.9pt）となりました。

なお、「みんなのMYポータル」のうち、団体窓口担当者が所属員の加入状況を確認できる機能等について、2020年5月にビジネスモデル特許を取得しました。

（※13）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の五つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

## 【資産運用】

「健全性」と「収益性」を両立する資産運用の実現に向け、「資産運用の中核機能強化」「資産運用プラットフォームの再構築」「資産運用ガバナンスの強化」に取り組んでいます。

当年度は、世界的な低金利環境が継続し、株式・為替市場においても市場の方向性が見極めづらい状況であったことをふまえ、資産運用計画を機動的に見直しました。

資産運用の中核機能強化においては、国内外の債券や株式へ投資する外部委託運用資産や外国公社債の投資対象を拡大するなど、資産運用手法の多様化・高度化を継続的に進めることを通じ、資産運用収益の確保に努めました。また、2025年の経済価値ベースの資本規制導入を見据え、金利リスクの削減を目的に金利スワップを活用した負債包括ヘッジの取組みを再開するなど、リスク管理の強化も進めました。これらの取組みのもと、海外社債市場のクレジットスプレッドが拡大した局面を捉え、海外クレジット資産に投資したほか、国内金利水準が上昇した局面で超長期の日本国債の積み増しを行ないました。

また、当社は責任ある機関投資家として、ESG投融資やスチュワードシップ活動等の責任投資を推進しています。当年度は、当社のESG投融資に関する基本的な考え方等を規定した「ESG投融資方針」を公表のうえ、約1,500億円のESG投融資を実行したほか、投融資プロセスへESGの観点を組み込む取組みを進めました。スチュワードシップ活動では、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）にかかる対話の充実を図るとともに、対話先を従来の株式投資先に加え、債券投資先にまで拡大しました。

資産運用プラットフォームの再構築に向けた取組みとしては、専門人財の育成や、人工知能等の先端技術を活用した資産運用手法の高度化・多様化、システム化による資産運用事務の効率化等に取り組みました。

資産運用ガバナンスの強化の観点では、クレジット資産の審査方針の見直し等を通じ、牽制機能を強化しました。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、金融システム・金融資本市場の機能維持の観点から、お申し出のあったご融資先に対する新規貸付や返済条件の変更を行なうとともに、不動産テナントに対する賃料支払猶予等の特別取扱いを行ないました。

## 【国内生命保険事業以外】

### 【海外保険事業】

米国等においてロックダウンが実施される等、コロナ禍において今後の見通しが不透明な状況のなか、既存投資先の従業員の安全確保ならびに健全性維持を前提に、保険金支払等の基幹業務の確実な履行、非対面による営業活動の継続などを推進したうえで、保険金支払状況、新契約業績、資産運用状況など、特に業績への影響が大きい事項について現地経営のモニタリングを強化し、業績低下の抑制に努めました。

また、業績回復と成長軌道への回帰に向け、インフラ整備等も含めた先行投資などの各社取組みを支援・促進するとともに、各社のイノベーション事例の共有と投資先企業間での活用を目的とした「ベストプラクティス会議」を開催するなど、各社経営基盤の強化を支援・促進しました。さらに、コロナ禍においても海外保険事業の持続的な発展を維持していくため、専門性や柔軟性を備える人財の育成、海外拠点も活用した調査活動を継続しています。

なお、既存投資先5ヵ国7社の2020年1-12月期のグループ収入保険料への貢献額は、3,024億円と概ね前年度の水準を維持した一方で、グループ基礎利益への貢献額は、米国での新型コロナウイルス感染症拡大を受けた死亡保険金等の支払い増加により433億円（前年度差△170億円）となりました。

### 【国内関連事業】

国内グループ会社各社、各財団は、当社と企業理念「明治安田フィロソフィー」を共有するとともに、それぞれが強みとする専門性を活かし、グループ価値の向上に取り組んでいます。

当年度は、2020年4月に、株式会社MYJが、グループ一体感醸成を企図し、社名を明治安田オフィスパートナーズ株式会社へ改称しました。また、明治安田商事株式会社は、当社主催のお客さま向けイベント等の企画・運営サポートを行なう専門部署を新設したほか、株式会社明治安田総合研究所は、経済・政策分野の調査・研究機能の高度化を企図し、当社からその機能を移管しました。

なお、国内グループ会社のグループ基礎利益への貢献額は、42億円となりました。

## 【経営基盤】

### 【お客さま志向の業務運営】

「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」のもと、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営を推進しています。

当年度は、コロナ禍におけるお客さまのご意向をいち早く把握するため、非対面活動等に関する「お客さまの声」を迅速に収集し、継続的に業務改善を進めました。

その結果、全国のお客さまから寄せられた「感謝の声」は、127,533件（前年度差+23,789件）と、前年度から大幅に増加しました。いただいた「感謝の声」は、「明治安田フィロソフィー」に沿った行動の好事例として、全社で共有し日々の活動につなげています。

毎年、「『お客さまの声』白書」として、「お客さま志向の業務運営」の具体的な取組みを取りまとめていますが、当年度においても2020年9月にコロナ禍への対応を含めて発行・公表しました。

### 【コーポレートガバナンス】

「コーポレートガバナンスに関する方針」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備・強化に取り組んでいます。



当年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年7月開催の総代会について、委任状での出席を求めることで来場を極力控えていただく運営とした一方、来場を控えていただいた総代を対象に全国各地の拠点で総代会の様子を動画配信を行なうなど、総代や当社役職員の安全の確保と適切な議事運営の両立に取り組みました。また、2020年12月に開催した総代報告会や、2021年1月から2月にかけて全国の支社で開催した「お客さま懇談会」においては、総代等がご自宅からインターネット経由で出席のうえ質問等ができるような環境を整備し、多くの方に出席いただきました。

また、法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況（統合報告書）」において、当社の価値創造プロセス（※14）をよりわかりやすく改訂したほか、ガバナンス態勢に関する記載を充実させるなど、引き続き経営の透明性を高めるため積極的な情報開示を行ないました。さらに、SDGs達成への貢献に向け、新たに「環境方針」「人権方針」を制定し当社の姿勢を明確化するとともに、気候変動への対応など、当社のサステナビリティ関連の取組みにかかる開示を充実させました。

加えて、当社のコーポレートガバナンス・コードにかかる対応について第三者（外部コンサルタント）による評価を実施するなど、コーポレートガバナンス態勢のさらなる強化に向け、継続的に取り組みを進めています。

（※14）企業としての長期的成長を実現し、同時にSDGsの達成や社会課題の解決に貢献していく当社の価値創造の在り方を可視化したもの

## 【グループ経営管理】

当社グループ全体の収益規模に対する国内・海外関連事業のウェイトの拡大と国際的な監督規制の動向等をふまえ、引き続き態勢の強化に取り組んでいます。

当年度は、従前のリスク管理、コンプライアンス、内部監査の3領域に加え、新たに保険数理領域の「グループ会議」を設置・開催し、当社が個別に資本配賦を行なう重要子会社である、スタンコープ・ファイナンシャル・グループおよび明治安田損害保険株式会社との間でグループ経営にかかる重要事項等について確認・共有しました。

また、2020年4月に制定したグループメッセージ「Creating peace of mind, together」の発信・共有を通じ、グループ・アイデンティティの醸成を図りました。

## 【統合的リスク管理〔ERM〕】

リスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト方針」のもと、「資本配賦」などERMを活用した経営計画を策定し、企業価値（EEV）や経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）のモニタリングを通じて、経営計画の進捗・効果を検証しています。

当年度は、ERM経営のさらなる高度化を企図し、2025年の経済価値ベースの資本規制の検討状況等をふまえたESR計測モデルの改定および当該モデルに基づく新たな運営を開始しました。

また、次期中期経営計画の策定にあたり、「リスクアペタイト方針」において、安定的な社員配当の支払いに向け、「健全性」を確保したうえでその水準に応じた「成長性」「収益性」の維持・向上のためのリスクテイクを行なうことを明確化しました。

### （資本政策）

健全性の確保を最重視し、引き続き財務基盤の維持向上に取り組んでいます。当年度末時点のオンバランス自己資本は、内部留保の積み増しにより、3兆9,055億円（前年度末差+1,729億円）となりました。

## 〔リスク管理〕

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロールといったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。

当社にとって影響の大きいリスクを重要リスクとして特定し、このうちトップリスクとして、当年度始に、「市場環境の急変に伴う財務健全性の低下」「募集コンプライアンスへの対応不十分」の二つを定めました。また、2020年5月には、新型コロナウイルス感染症の拡大が事業環境・業務運営に与える影響、およびそれらが長期化することによるリスクを認識し、上記二つに加えて新たに「新型コロナウイルス感染症への対応不十分」を設定のうえ、対応策を経営計画に反映し、リスク発生の未然防止や発生時の影響軽減に取り組んでいます。

なお、その他の重要リスクとして、引き続き「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を定め、サイバーセキュリティにかかる専門組織の設置、技術的対策の強化、社外の専門家等と連携して対応する当社内の専門体制「社内CSIRT」(※15)における情報収集等を実施しています。

(※15) サイバーセキュリティ事故の検知・解決・被害極小化および発生予防について、社内外の組織や専門家と連携して対応するための専門体制。Computer Security Incident Response Team の略

## 〔コンプライアンス〕

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスを最優先するという基本的考え方のもと、コンプライアンス風土の確立やグループベースのコンプライアンス態勢の高度化に向けた取組みを進めています。

当年度は、法令・社内規程等のルールの周知・徹底に加え、2020年4月に制定した従業員の行動規範「私たちの行動原則」を活用したプリンシプルベースのコンプライアンス教育を推進しました。また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策をはじめとする金融犯罪対策にかかる当社およびグループベースの態勢高度化に向け継続的に取り組みました。

## 〔人事政策〕

グループ経営を支える経営人財と専門人財、双方の計画的な育成に取り組みました。経営人財の育成に向けては、候補人財を早期に選抜し、経営の視座を醸成するための外部研修を実施しました。専門人財の育成に向けては、個人所有のデバイスで専門知識を学べる企業内大学「MYユニバーシティ」を新設するとともに、「シニア・フェロー」を最高位とするフェロー制度を構築し、専門人財のプロモーションルートを整備しました。さらに、人事情報の戦略的な活用に向け、人事情報の一元管理や可視化を可能にした「タレントマネジメントシステム」を導入したほか、人事領域における人工知能導入など人事基盤の高度化に向けた調査研究を推進しています。

また、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に向けては、契約社員の「正社員化」や嘱託再雇用の最長70歳までの引き上げ、地方在住のまま本社業務に従事する「リモート型」勤務の試験展開、特定子会社を通じた障がい者の雇用等に取り組みました。女性の活躍促進については、女性管理職育成プログラムを通じた風土づくりを推進した結果、女性管理職割合は33.3%、登用候補者数は514人と前年度から大幅に伸展しました。このような取組みが高く評価され、令和2年度「東京都女性活躍推進大賞」の大賞を受賞しました。

## **[収益管理]**

長期的な経営戦略を支える収益管理態勢の整備・高度化に取り組んでいます。

具体的には、将来的な経済価値ベースによる決算と、従来の日本基準の決算との両立に向けて、日本基準の決算業務の効率化・早期化に取り組んでいます。業務内容の見直しや最新のICTの活用等により、2022年度決算までに2017年度決算比で30%の業務量削減をめざしており、2020年度決算では計画どおり累計約25%の効率化を実現しました。

また、事業効率・投資効率の向上に向け、部門別・販売チャネル別等多角的な切り口で収支状況を把握可能な管理会計高度化の検討に取り組むとともに、経済価値ベースの指標の検討等を進めています。

さらに、長期間にわたり内部留保の積み立てに貢献いただいたご契約者に対して、内部留保への貢献度に応じて還元する新たな配当「MYミューチュアル配当」を創設し、2021年10月1日のお支払い開始に向け、順次お客さまへのご説明を進めています。

## **[情報投資]**

経営基盤の強化や経営戦略の実現を目的に、システム開発態勢やシステム基盤の強化に継続的に取り組んでいます。

具体的には、システム専門人財の採用・育成の高度化、クラウドを活用した新たな契約管理システムの開発、およびシステム資産の効率的な活用に向けた非稼働システム資産の削除等を進めています。

さらに、「新しい生活様式」へ移行していく社会環境をふまえ、基幹業務の遂行等を可能とするテレワークインフラの整備のほか、リモートによるシステム開発を可能とする態勢整備を進めました。

## **[イノベーションの創出]**

DX（デジタルトランスフォーメーション）に関し、2021年度からの3ヵ年プログラムに向けた戦略を策定したほか、人工知能をはじめとした先端技術等の有効活用およびビッグデータ活用等に向けた態勢整備に取り組みました。

主な先端技術等の活用事例としては、問い合わせ対応業務の高度化・効率化に向け、2020年7月に当社ホームページ等において対話型自動応答サービスを導入したほか、2020年4月には社内の一部の事務において、人工知能を活用した過去の照会事例の検索システムを導入しました。また、2020年9月には表情・音声認識の人工知能を活用した、営業担当者向け営業話法のトレーニングアプリの導入も行ないました。

ヘルスケアの領域においては、引き続き、弘前大学との「未病」に関する共同研究を進めるほか、2021年1月にオンライン診療サービスを提供する株式会社M I C I Nと資本業務提携を行ない、2021年3月には、国立循環器病研究センターと「循環器疾患の予防・治療」「人々が健康で安心して暮らせる支援」に関する包括連携協定および共同研究事業契約を締結するなど、外部機関と連携した新たなサービス開発に取り組んでいます。また、先進的なサービスの実証実験を行なうフィールドとして、2021年4月から、会津若松市のスマートシティの取組みへの参画を決定しました。

ビッグデータ活用等に向けた態勢整備については、データレイク（※16）の構築や、データ分析ツールの導入等のインフラ整備に加え、データサイエンス（※17）にかかる人財の育成に取り組んでいます。

（※16）多種多様なビッグデータを集積・活用するための保管領域

(※17) 業務の専門知識、プログラミングのスキル、数学および統計の知識を組み合わせ、ビッグデータからさまざまな業務の課題解決を図る取組み

## 【ブランド創造に向けた取組み】

当社らしさを訴求する象徴的な取組みである「みんなの健活プロジェクト」「地元の元気プロジェクト」等を通じ、ブランドイメージ「ひとに健康を、まちに元気を。」の確立と浸透に取り組みました。

当年度は、前述の「私の地元応援募金」やJリーグと締結した特別協賛契約に基づく「とことん！地元応援キャンペーン with J」等、コロナ禍の影響を受ける地域社会・経済を後押しする取組みに注力しました。また、当社ホームページやSNS等の自社メディアを活用した非対面の情報発信に努めるとともに、テレビや新聞などの報道露出の拡大に努めました。

また、2021年3月には、新たにオフィシャルパートナー契約を締結した日本女子プロゴルフ協会とともに、女子プロゴルフ「明治安田生命レディス ヨコハマタイヤゴルフトーナメント」を開催し、スポーツ支援を通じた企業ブランドの形成に取り組みました。

加えて、企業理念「明治安田フィロソフィー」および従業員の行動規範「私たちの行動原則」に基づく従業員一人ひとりの自律的な行動を促す「企業風土・ブランド創造運動」を展開しました。この運動では、組織単位の小集団活動「Kizuna（キズナ）運動」を中心としたボトムアップ型の運営に取り組み、「エピローグ・レター(※18)」のご案内（当年度末時点 161.2 万人）や「MYメッセージ活動(※19)」（当年度末時点 699.6 万枚）をはじめとしたお客さまに寄り添った活動を推進しました。また、社内から約 76,000 件の行動事例を収集・共有し、企業風土の定着・醸成に努めました。本取組みは社外からも高く評価され、一般社団法人日本能率協会が運営する持続可能な組織づくりの取組みの表彰「KA I K A A w a r d s 2020」で「KA I K A 賞」を受賞しました。

(※18) ご契約者から、受取人への「想い」等を記した手書きメッセージを画像データとしてお預かりし、万のときに、保険金お支払い後に受取人に画像データへのアクセス方法を記したカードをお届けするサービス

(※19) 誕生日やご契約の節目等にあわせてアドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする活動

## 【主要業績の概況】

### 【当期における当社の主要業績について】

2020年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が937億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆1,952億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が375億円、年度末での保有契約年換算保険料が4,588億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は115兆8,768億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆8,430億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、9兆1,666億円でした。



## (新契約年換算保険料)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	937 億円	△ 10.9%	1,051 億円
うち 第三分野	375 億円	△ 5.9%	399 億円

## (減少契約年換算保険料)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,253 億円	△ 13.0%	1,440 億円

## (保有契約年換算保険料)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	2兆1,952 億円	△ 1.4%	2兆2,267 億円
うち 第三分野	4,588 億円	3.0%	4,452 億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

## (新契約高)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	9,630 億円	△ 14.5%	1兆1,267 億円

## (減少契約高)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	4兆466 億円	△ 16.1%	4兆8,239 億円

## (保有契約高)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	67兆9,840 億円	△ 4.3%	71兆676 億円
団体保険	115兆8,768 億円	△ 0.4%	116兆3,348 億円
団体年金保険	7兆8,430 億円	0.7%	7兆7,864 億円

経常収益では、保険料等収入が2兆3,521 億円となりました。うち個人保険は1兆2,265 億円、個人年金保険は3,102 億円、団体保険は2,888 億円、団体年金保険は4,822 億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が8,403 億円、有価証券償還益が1,320 億円、有価証券売却益が974 億円で、資産運用収益合計では1兆1,924 億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆3,176 億円、うち個人保険・個人年金保険が1兆5,844 億円、団体保険が1,506 億円、団体年金保険が5,528 億円となりました。

責任準備金等繰入額は、2,943億円となりました。

資産運用費用は、金融派生商品費用が796億円、有価証券償還損が788億円、有価証券売却損が628億円で、資産運用費用合計では2,656億円でした。

事業費は、3,754億円となりました。

これらの結果、経常利益は2,318億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は5,502億円となりました。

特別損益のうち、特別損失は、固定資産等処分損62億円、減損損失22億円を計上したほか、価格変動準備金へ176億円繰り入れる等、合計で313億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は1,985億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は2,294億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,786億円繰り入れることとしています。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	3兆6,117億円	△ 1.0%	3兆6,478億円
保険料等収入	2兆3,521億円	△ 9.3%	2兆5,933億円
資産運用収益	1兆1,924億円	21.5%	9,810億円
経常費用	3兆3,799億円	△ 0.9%	3兆4,123億円
保険金等支払金	2兆3,176億円	1.1%	2兆2,934億円
責任準備金等繰入額	2,943億円	12.5%	2,615億円
資産運用費用	2,656億円	△ 25.9%	3,584億円
事業費	3,754億円	3.7%	3,620億円
経常利益	2,318億円	△ 1.5%	2,354億円
基礎利益	5,502億円	△ 7.0%	5,916億円
特別利益	3億円	67,103.9%	0億円
特別損失	313億円	49.5%	209億円
当期純剰余	1,985億円	△ 0.8%	2,001億円
当期末処分剰余金	2,294億円	14.6%	2,001億円

総資産については、年度末で42兆6,852億円となりました。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
総資産	42兆6,852億円	100.0%	39兆5,308億円	100.0%
現金及び預貯金等	1兆5,002億円	3.5%	1兆4,998億円	3.8%
有価証券	35兆3,828億円	82.9%	32兆4,412億円	82.1%
貸付金	4兆957億円	9.6%	4兆1,054億円	10.4%
有形固定資産	8,691億円	2.0%	8,646億円	2.2%

負債の大宗を占める責任準備金残高は 32 兆 8,023 億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
負債の部合計	38兆1,740億円	89.4%	35兆9,752億円	91.0%
責任準備金	32兆8,023億円	76.8%	32兆5,102億円	82.2%
支払備金	1,266億円	0.3%	1,244億円	0.3%
価格変動準備金	8,500億円	2.0%	8,324億円	2.1%
純資産の部合計	4兆5,111億円	10.6%	3兆5,556億円	9.0%
基金・基金償却積立金	9,800億円	2.3%	9,800億円	2.5%
剰余金	5,098億円	1.2%	4,607億円	1.2%
その他有価証券評価差額金	2兆8,746億円	6.7%	1兆9,508億円	4.9%
負債及び純資産の部合計	42兆6,852億円	100.0%	39兆5,308億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表わす指標）は、1,069.1%となりました。

#### [当期における当社グループの主要業績について]

2020年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は4兆286億円、経常利益は2,289億円、親会社に帰属する当期純剰余は1,887億円となりました。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	4兆286億円	△1.1%	4兆733億円
経常利益	2,289億円	△9.7%	2,535億円
親会社に帰属する当期純剰余	1,887億円	△9.2%	2,078億円

グループ保険料（※20）は2兆6,693億円、グループ基礎利益（※21）は5,798億円となりました。

（※20）連結損益計算書上の保険料等収入

（※21）明治安田生命の基礎利益に連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
グループ保険料	2兆6,693億円	△8.3%	2兆9,118億円
グループ基礎利益	5,798億円	△8.8%	6,355億円

総資産については、年度末で45兆9,778億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末 金額
総 資 産	45兆9,778億円	42兆6,138億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、1,152.5%となりました。

### 【対処すべき課題】

主要各国の緩和的な金融政策を背景に、世界的に超低金利が継続し、株価が高い水準で推移していますが、足もとでは米国金利が上昇するなど、ボラティルな金融環境の継続が予想され、超低金利の常態化への対応とあわせて、金融環境の急変への備えが重要であると認識しています。

また、今般のコロナ禍を契機に、社会のデジタルシフトが一気に加速し、「Contactlessエコノミー」が常態化するとともに、人々の健康意識や社会の持続可能性への意識が高まるなど、一人ひとりの行動変容や社会構造の変化が加速しています。

2021年4月から開始した3ヵ年プログラム「MY Mutual Way I期」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と基幹業務の確実な遂行を前提に、「営業・サービス」「基幹機能・事務」「資産運用」「相互会社経営」の分野において、制度・インフラ等を抜本的に見直す四「大」改革と、お客さまの健康づくりを継続的に支援する「みんなの健活プロジェクト」、豊かな地域づくりに貢献する「地元の元気プロジェクト」の二「大」プロジェクトに取り組みます。これらの取組みに、新たに策定・推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を融合させることで、「10年後にめざす姿」への軌道を確保するフェーズチェンジを加速していきます。

あわせて、SDGsやTCFD等の持続可能な社会の実現に向けた国際的な枠組みに沿い、環境保全の取組み等を推進することで、サステイナブルな社会づくりにも貢献していきます。



## (2) 財産および損益の状況の推移

### ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
年		億円	億円	億円	億円
度	個人保険	645,576	613,583	582,139	556,139
末	個人年金保険	139,696	134,065	128,536	123,701
契	団体保険	1,139,442	1,158,156	1,163,348	1,158,768
約	団体年金保険	76,072	76,913	77,864	78,430
高	その他の保険	3,180	2,534	2,213	2,195
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険料等収入	2,719,469	2,770,879	2,593,355	2,352,149
	資産運用収益	890,118	911,810	981,072	1,192,437
	保険金等支払金	2,212,551	2,205,432	2,293,433	2,317,695
	経常利益	368,360	373,522	235,464	231,817
	当期純剰余	240,187	222,530	200,159	198,516
	社員配当準備金繰入額	185,731	169,630	148,874	178,633
	総資産	38,564,334	39,260,805	39,530,866	42,685,218

### イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	4,117,073	4,182,501	4,073,384	4,028,693
経常利益	370,190	390,618	253,536	228,994
親会社に帰属する当期純剰余	265,038	229,579	207,848	188,740
純資産額	4,123,752	3,986,421	3,541,362	4,528,485
総資産	41,543,423	42,120,715	42,613,896	45,977,802

## (3) 支社等および代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	99	9
営業部・営業所	940	945	5
海外事務所	2	1	△1
計	1,032	1,045	13
代理店	2,280	2,381	101
計	3,312	3,426	114

#### (4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳 月	年 月	千円
内務職員	10,676	10,933	257	44 10	16 7	340
営業職員	33,000	35,995	2,995	46 5		

(注) 1. 内務職員は、総合職・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。

2. 平均給与月額は、2021年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

#### (5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

#### (6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (7) 設備投資の状況

##### ア. 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	50,375	百万円
---------------	--------	-----

(注) 2020年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

##### イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
明治安田システム・ テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用 管理業務、顧客企業 へのコンサルティング 業務、介護関連 事業	1982年4月1日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセット マネジメント株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業、 投資運用業、第二種 金融商品取引業	1986年11月15日	百万円 1,000	92.9
明治安田損害保険 株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	百万円 10,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険 業務	1961年8月3日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国 における不動産投資	1998年8月3日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および 保険関連事業	1998年9月23日	万米ドル 495,000	100.0

(注) Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial Group, Inc. への資本参加は2016年3月8日です。

**(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況**

該当事項はありません。

**(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

#### ア. 取締役

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当		重 要 な 兼 職	そ の 他
鈴木 伸 弥	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	取 締 役	指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役	
荒 谷 雅 夫	取 締 役		株式会社山口銀行取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	
牧 野 真 也	取 締 役			
打 保 誠 一 郎	取 締 役	監査委員		
服 部 重 彦	取 締 役 (社 外)	報酬委員長	株式会社島津製作所相談役	
木 瀬 照 雄	取 締 役 (社 外)	指名委員長 監査委員	TOTO株式会社特別顧問	
須 田 美 矢 子	取 締 役 (社 外)	指名委員 監査委員長	一般財団法人キャノングローバル戦略 研究所特別顧問	
北 村 敬 子	取 締 役 (社 外)	監査委員 報酬委員	京王電鉄株式会社取締役 日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門 家として、財務および 会計に関する相当程度 の知見を有するもので あります。
秋 田 正 紀	取 締 役 (社 外)	指名委員	株式会社松屋代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア代表取締役会長	
上 村 達 男	取 締 役 (社 外)	監査委員 報酬委員		

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

#### イ. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当		重 要 な 兼 職	そ の 他
鈴木 伸 弥	代表執行役		株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	代表執行役 社 長	《グループ経営責任者》	株式会社ニコン取締役	
荒 谷 雅 夫	執 行 役 副 社 長	資産運用部門長 〔運用企画部、融資部(※)、 クレジット投資部(※)、 証券運用部、 特定保険商品運用部、 不動産部、運用審査部(※)、 運用サービス部(※)〕 秘書部	株式会社山口銀行取締役 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
大西 忠	執行役員 副社長	「みんなの健活プロジェクト」担当 「地元の元気プロジェクト」担当 営業企画部、法人営業企画部、 ブランド戦略部	株式会社北國銀行取締役	
牧野 真也	執行役員 副社長	保険金部、商品部、 人事部(※)、情報システム部		
山内 和紀	専務執行役員	海外事業企画部、 海外事業推進部	スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役	
菊川 隆志	専務執行役員	融資部、クレジット投資部、 運用サービス部		2021年3月31日付で 専務執行役員を辞任しま した。
梅崎 輝喜	専務執行役員	《グループコンプライアンス 責任者》 お客さまサービス相談部、 お客さま志向統括部、 コンプライアンス統括部、 法務部	東京応化工業株式会社監査役	
永島 英器	常務執行役員	営業人事部、人事部、 関連事業部		
中谷 新司	常務執行役員	公法人営業部門長 [公法人業務部]		
山口 秀樹	常務執行役員	個人営業部門長 [業務部、 MYRA業務推進部]		
長尾 浩一	常務執行役員	契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部		
中村 篤志	常務執行役員	海外事業企画部(※)、 広報部、企画部、調査部		
河村 雅直	常務執行役員	総合法人営業部門長 [総合法人業務部、 金融法人業務部]		
上田 泰史	常務執行役員	《グループ・チーフ・アク チュアリー》 収益管理部、総務部		
住吉 敏幸	常務執行役員	事務サービス企画部、 事務サポート部、契約部(※)、 契約サービス部、 保険金部(※)、		
福井 賢二	常務執行役員	《グループリスク管理責任 者》 運用審査部、情報システム部 (サイバーセキュリティ・ 品質管理担当)、 リスク管理統括部		

(注) 1. 部門長の [ ] 内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

2. 担当執行役配置部(※)の分掌業務にかかる個別案件についての決裁権限を有しません。

## (2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等	報酬等		
			基本報酬	業績連動報酬	その他報酬
		百万円	百万円	百万円	百万円
取締役	9	149	148	—	0
執行役	17	1,176	602	562	11
計	26	1,326	751	562	11

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2020年7月2日開催の第73回定時総代会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。

2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金(退職慰労金)として、取締役49名に対し105百万円および監査役15名に対し23百万円を支給しております。

4. 当社は、2020年7月2日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議し、方針にもとづき策定された規程に則り、会社業績および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しました。方針は次のとおりです。

### (1) 基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当会社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。

### (2) 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱等の有無に応じた固定報酬とする。

### (3) 執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬、業績連動報酬、代表権加算およびグループ責任者加算で構成する。

ア. 基本報酬、代表権加算およびグループ責任者加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

イ. 業績連動報酬は、会社業績連動報酬、個人業績連動報酬および中長期業績連動報酬から構成し、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

5. 取締役の報酬は、「基本報酬」および「その他報酬」、執行役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」および「その他報酬」から構成しております。

6. 「基本報酬」は、役位および職務内容に応じた固定報酬としております。

7. 「業績連動報酬」は、単年度の会社業績を反映する会社業績連動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績連動報酬、および前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績連動報酬から構成し、役位に応じて設定する基準報酬金額に、会社業績および個人評価に応じて設定する係数を、それぞれ乗じたものとしております。「業績連動報酬」部分が報酬総額に対して占める割合は、役位に応じて46.2%から50.3%となります(2020年度実績)。

なお、会社業績に応じて設定する係数は、経営目標のうち企業価値等を示す指標の達成率を加重平均して算出し、経済環境等の定性評価も加味のうえ決定しております。指標としては、企業価値E E V、個人保険分野における保有契約年換算保険料、法人営業分野における団体保険保有契約高などが主なものとなります。2020年度の報酬に係る指標の達成率の加重平均は、単年度業績が100.0%、中長期業績が102.4%です。

8. 「その他報酬」には、主なものとして社宅家賃補助等があります。

9. 2020年度に係る役員の報酬は、当社と業態・規模の類似する企業との比較検証結果をふまえて報酬水準等を設定し、2019年度の会社業績および各執行役の貢献、中期経営計画の進捗状況等を考慮して業績連動報酬の支給額を決定しました。また、決定に際しては、外部専門機関の客観的データを参考にするとともに、独立

社外取締役を過半数かつ委員長とする報酬委員会の審議を経ております。かかる審議を経て、2020年度に係る役員報酬等は、報酬等の決定方針に沿ったものであり、妥当であるものと判断しております。

### 役員毎の報酬等の総額

氏名	役員区分	報酬等	報酬等		
			基本報酬	業績連動報酬	その他報酬
鈴木伸弥	取締役会長 代表執行役	百万円 122	百万円 58	百万円 61	百万円 2
根岸秋男	取締役 代表執行役社長	142	70	67	4

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
服部重彦 木瀬照雄 須田美矢子 北村敬子 秋田正紀 上村達男	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約

該当事項はありません。



### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
服 部 重 彦	<他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> 株式会社島津製作所 相談役  当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
木 瀬 照 雄	<他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> TOTO株式会社 特別顧問  当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
須 田 美 矢 子	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 特別顧問
北 村 敬 子	<他の法人等の社外役員との兼職その他の状況> 京王電鉄株式会社 取締役 日野自動車株式会社 監査役  当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。
秋 田 正 紀	<他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長  当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
上 村 達 男	該当事項はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
服部重彦	2012年7月3日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度報酬委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
木瀬照雄	2014年7月2日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 5 回開催のうち5回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
須田美矢子	2014年7月2日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 5 回開催のうち5回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
北村敬子	2015年7月2日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務および会計の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
秋田正紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 5 回開催のうち5回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
上村達男	2020年7月2日就任	就任後取締役会 10 回開催のうち10回出席。 就任後監査委員会 11 回開催のうち10回出席。 就任後報酬委員会 3 回開催のうち3回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

### (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	103.2 百万円	—

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額 250,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 4 名

#### (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
明治安田生命 2016 基金特定目的会社	100,000	40.00
明治安田生命 2017 基金特定目的会社	50,000	20.00
明治安田生命 2018 基金特定目的会社	50,000	20.00
明治安田生命 2019 基金特定目的会社	50,000	20.00

(注) 明治安田生命 2016 基金特定目的会社、明治安田生命 2017 基金特定目的会社、明治安田生命 2018 基金特定目的会社および明治安田生命 2019 基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 金井 沢治 指定有限責任社員 熊木 幸雄 指定有限責任社員 小林 広樹	会計監査人としての報酬等の額  206百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬などが適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。  2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・ 団体年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 269百万円

### (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

##### 1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

##### 2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

### 3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

## イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.およびMeiji Yasuda America Incorporatedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

### <グループ内部統制基本方針>

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ(以下、グループ)の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

#### 1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。

##### ア. 監査部

当社は、監査委員会の直属の組織として監査部を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

##### イ. 監査部への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

##### ウ. 独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査部に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査部に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

(2) 監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

1. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況
2. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況
3. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況
4. その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

イ. 当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、監査委員会の直属の組織である監査部に対し内部監査や調査等を命じ、また、監査部からその結果の報告を受ける体制を確保する。

(3) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

#### イ. 監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、2020年4月1日付で、内部監査のより実効的な機能発揮に向け、「内部監査部」を監査委員会直属の組織として「監査部」に改正し、経営からの独立性を強化しています。監査委員会の事務局に所属する使用人の人事異動等は監査委員会の同意を得て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査部所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

監査部は、監査委員会に四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、常勤監査委員に随時報告を実施しています。

監査委員会の事務局は、内部通報の内容を確認のうえ、常勤監査委員に報告しており、重要性の高い通報は監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報にかかる事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

当社は、消費者庁の内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に登録済みであり、2021年度以降に導入が予定されている第三者認証制度（第三者機関が事業者の内部通報制度を審査・認証する制度）についても、認証取得に向けた対応を実施しています。

## 2. 業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。
- (2) 当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま志向統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として監査部を設置する。
- (3) 当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を定める。
- (4) 当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。
- (5) 当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえつつ、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。

#### ア. 子会社・子法人等

事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、資本配賦を行なう等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制整備を

推進する。

イ. 関連法人等

事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を行なう。

(6) 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。

(7) 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

**【運用状況の概要】**

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内グループ会社経営管理規程」、海外は「海外グループ会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。また、明治安田生命グループ内で経営の方向性を共有するため、2020年4月に「グループメッセージ」(Creating peace of mind, Together)を制定しました。

2019年4月には、グループ経営管理の高度化に向け、「グループCEO(グループ経営責任者)」「グループCRO(グループリスク管理責任者)」「グループCCO(グループコンプライアンス責任者)」等の職制を新設しました。2020年4月には、保険数理にかかる業務執行状況の確認等を目的に、「グループ・チーフ・アクチュアリー」の職制を新設しました。

また、グループ統合的な統制を図る観点から、2018年10月に「グループ内部統制基本方針」、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループリスク管理基本方針」、「グループ内部監査基本方針」を制定するとともに、2019年10月には、8つの領域に関する5つのグループ方針(ERM、数理、利益相反管理、外部委託、危機管理)を制定しました。2020年度は、制定した各領域のグループ方針について、実効性を継続的に確保するため、運用状況の検証を実施しています。

グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別に資本配賦を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、保険数理について意見交換を行なうグループ会議を開催し、2020年度は開催頻度を年2回に拡充しています。

グループ会社の事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、「ガバナンス改革推進委員会」を設置し、各種取組みについて審議・報告を行ないました(2020年度は当該委員会を9回開催)。

3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。

(2) 当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

(3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社およびグループ会社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう措置を講じるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

**【運用状況の概要】**

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する体制としています。

また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、国内関連事業、海外保険関連事業の各総括管理部とコンプライアンス統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的勢力の混入・介入等への報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

監督官庁等の関係機関の動向等をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策にかかるいっそうの態勢高度化に取り組んでいます。

**4. リスク管理に関する体制**

- (1) 当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。
- (2) 当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。
- (3) 当社は、グループ会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内グループ会社リスク管理規程」および「海外グループ会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

**【運用状況の概要】**

当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。

「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

グループ重要リスク管理の枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定し、モニタリング計画・モニタリング手法を策定し、モニタリングを実施しています。

グループ全体の健全かつ適切な業務運営の確保のため、国内は「国内グループ会社リスク管理規程」、海外は「海外グループ会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

**5. 内部監査に関する体制**

- (1) 当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。
- (2) 当社の監査部は、当社の内部監査を定期的実施するとともにグループ会社の内部監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまえつつ、必要に応じてグループ会社の監査を実施する。その結果を監査対象部署・監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜状況を報告する。



#### 【運用状況の概要】

当社は、監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制として  
います。

「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づ  
き、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。

監査結果の概要・分析結果（監査概況）を定期的に監査委員会、取締役会、代表執行  
役社長および経営会議に報告するとともに、各監査の指摘事項は、改善フォローを行な  
い、監査概況で状況を報告しています。

なお、2021年4月1日付で、効果的・効率的な監査体制への移行を目的に、監査委  
員会管下の監査部が担う営業組織に対するルール準拠性の検証等を、コンプライアンス  
統括部に新設する「業務検査室」に移管しています。

#### 6. 当社単体の内部統制(1～5.に記載する事項を除く)

(1) 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するた  
めの体制を以下のとおり整備する。

##### ア. コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役会  
に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライ  
アンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

##### イ. コンプライアンス取組計画

当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス  
取組計画」を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の  
検証・指導を行なう。

##### ウ. コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役  
会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に  
通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な  
調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反  
については規程に基づき厳正に対処する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンスを実現するための具体的な計画として「コンプライアンス  
取組計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的にと取締役会へ報告してい  
ます。

「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を  
設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、  
社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による  
内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、  
定期的にと取締役会に報告しています。

コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する  
部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置  
しています(2020年度は当該委員会を11回開催)。

(2) リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。

##### ア. 組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、

当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

#### イ. リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取り締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取り締役会等に報告されるよう体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある場合には迅速な対応を行なう。

#### 【運用状況の概要】

当社は、「リスク管理基本規程」「統合リスク管理規程」「各種別リスク管理規程」「組織別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています（2020年度は当該委員会を33回開催）。

経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期ごとに、足元の外部環境、リスクテイク・回避状況をふまえて、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議、取締役会に報告しています。

サイバーセキュリティ管理については、サイバーセキュリティ管理態勢強化ロードマップに基づき、段階的に高度化を推進するなど、外部環境の変化を捉えた態勢強化を図っています。

2020年4月には、役員・従業員が明治安田フィロソフィーに基づく判断・行動を主体的に行なう企業風土を形成するため、行動の指針となるコンダクトガイドラインとして「私たちの行動原則」を制定しました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、基幹業務の維持に向けた対応等について速やかに検討・決定するため、社長を本部長とする「特別対策本部」を設置するとともに、基幹業務の着実な実行とお客さまへのアフターフォローを最優先とする「とことん！アフターフォロー特別計画」を策定し、推進しました。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

#### ア. 職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会が決裁する。

#### イ. 中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

#### 【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、



「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンスに関する方針」において、「当社は、(中略) 経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報(経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

**【運用状況の概要】**

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

**【運用状況の概要】**

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」「財務報告内部統制規程」「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。2020年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2020年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者(執行役社長)が確認しています。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

## 7. その他

### 相互会社制度運営に関する事項

1. 2020年7月2日、第73回定時総代会において、定款の一部変更、総代候補者選考委員の選任がそれぞれ決議されました。
2. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
  - (1) 2020年8月19日、第49回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者選考委員長の互選、2022年1月1日就任の総代選出スケジュールおよび総代候補者選考基準が決議されました。
  - (2) 2020年10月20日、第50回総代候補者選考委員会が開催され、自薦候補者選定要領、総代候補者選考基準に基づく具体的な選考方針、都道府県別総代定数および再任・退任総代に関する事項が決議されました。
  - (3) 2021年3月17日、第51回総代候補者選考委員会が開催され、自薦候補者受付に関する運営、総代候補者候補選考に関する事項が決議されました。
3. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
  - (1) 2020年11月18日、第50回評議員会を開催し、「2020年度上半期報告、『MYミューチュアル配当』に関する対外発信の取組み」について審議いただきました。
  - (2) 2021年2月18日、第51回評議員会を開催し、「2020年度決算見通し、『MYミューチュアル配当』に係る5月以降のご案内内容」について審議いただきました。
4. 2020年12月1日、総代報告会を開催し、「2020年度上半期報告、『とことん！アフターフォロー特別計画』の進捗状況、『MY Mutual Way 2030』および『MY Mutual Way I期』の概要」について報告しました。
5. 2021年1月から2月にかけて、全国の支社105会場で「お客さま懇談会」を開催し、1,094名のご契約者にご出席いただき、2,368件のご意見・ご要望をいただきました。また、「お客さま懇談会」への出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望をお伺いするため、「お客さま懇談会」開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。
6. 2021年3月31日時点の社員数は633万7,156名、総代数は218名です。

### 商品に関する事項

#### 【個人営業】

1. 2020年5月2日、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」を原因として死亡された場合もしくは高度障害状態に該当された場合にも、災害死亡保険金等をお受取りいただけるよう、約款を改定しました。
2. 2021年1月2日、ケガのリスクの高い高齢者や、日常的にスポーツやレジャーを楽しむ方などの思いがけないケガに備える、実額給付タイプのケガ保険「明治安田のケガほけん」を発売しました。
3. 2021年1月2日、認知症への対策を提供する「いまから認知症保険 MC Iプラス」を発売しました。本商品では、認知症とそのリスク、および予防・早期発見に向けて自身の認知機能の状態を「いまから知る」、万が一認知症を発症した場合の治療費や介護費用等に活用できる保障を「いまから備える」という、二つの「いまから」に対応することをコンセプトとしています。
4. 2021年2月2日、これまで販売していた「生活障害保障定期保険」を改定し、「生活障害保障

タイプ」と「がん保障タイプ」の二つの保障タイプから選択できる法人向け商品「「保障選択制」定期保険」を発売しました。

#### 【法人営業】

1. 2020年5月20日、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」を原因として死亡された場合もしくは高度障害状態に該当された場合にも、災害死亡保険金等をお受取りいただけるよう、団体定期保険等の約款を改定しました。
2. 2020年7月1日、これまで団体信用生命保険において健康状態により加入をお断りしていた一部の債務者に対し、割増保険料を適用してお引き受けをする「引受条件緩和・割増保険料適用特約」を発売しました。

#### 社会貢献活動に関する事項

1. 「地域社会への貢献」と「子どもの健やかな成長」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。

##### (1) 「私の地元応援募金」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により支援を必要としている自治体や医療機関等を対象に「私の地元応援募金」を実施し、2020年4月から9月までの間に、全国1,210の団体等に総額5.2億円の寄付を行ないました。さらに、2021年2月には、同感染症の再拡大を受け、748自治体を対象に、総額2億円を追加寄付しました。

##### (2) あしなが育英会への寄付と「あしながチャリティー&ウォーク」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により遺児家庭の生活が圧迫されている状況をふまえ、「一般財団法人あしなが育英会」に対し、2020年6月に1億円の寄付を実施したほか、2021年2月に、コロナの影響が長期化・深刻化するなか、全国の遺児の生活と教育を支援するため、毎年実施している従業員による「あしながチャリティー募金」に、会社拠出の寄付をマッチングした総額5,000万円を追加寄付しました。

##### (3) 「地元アスリート応援プログラム」

2015年に創設した「次世代トップアスリート 応援プロジェクト」を継承するプログラムとして、2020年11月に「地元アスリート応援プログラム」を立ち上げました。本プログラムは、全国各地の地元から世界を舞台に活躍をめざす若手アスリートの支援を通じて、子どもの夢や地元愛を育むことを目的としており、2020年11月期は、17都道府県の21名の選手を支援しています。

##### (4) 「愛と平和のチャリティーコンサート」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年開催しており、当年度は11月に岩手県、佐賀県で開催しました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は公益社団法人日本フィランソロピー協会を通じ、東日本大震災で被災した子どもたちの支援のために活動しているNPO団体等へ寄付しました。

##### (5) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。37年目を迎えた当年度は11月に宮崎県、鹿児島県の特別支援学校等4校で開催しました。

#### (6) 「黄色いワッペンの贈呈」

1965 年以來、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約 107 万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約 6,868 万枚となりました。

2. 社会から必要とされる価値の創造をめざし、健康増進事業の推進や地域経済の活性化支援、次世代を担う子どもたちの健やかな成長に向けた環境づくりなど、地域の発展に向けた各種取組みを推進しています。この推進にあたり、全国の各自治体および地方銀行等と連携協定の締結を進めており、当年度末時点で、33 都府県および 287 市区町村と包括連携協定、または健康増進分野の連携協定を、10 地方銀行と地方創生を目的とした協定を締結しました。
3. 子どもの命・安全を守り、ご高齢者等が安心して暮らせる地域づくりに貢献すべく、2014 年 9 月から、明治安田生命労働組合と共同で、「地域を見守る」社会貢献活動を実施しています。本活動の推進にあたり、自治体や警察と見守りに関する協定を締結しており、当年度末時点で、44 都道府県の 159 自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した活動として取り組みました。
4. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計 5 億 1,000 万円の寄付金を支出しました。

#### **役員に関する事項**

1. 2020 年 2 月 12 日の取締役会決議により、2020 年 4 月 1 日付にて、専務執行役大西忠、牧野真也の両氏が執行役副社長に選定されるとともに、常務執行役菊川隆志、梅崎輝喜の両氏が専務執行役に選定、執行役福井賢二氏が常務執行役に選定され、それぞれ就任しました。また、山口秀樹氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定され、就任しました。
2. 2020 年 7 月 2 日、第 73 回定時総代会において、取締役に鈴木伸弥、根岸秋男、荒谷雅夫、打保誠一郎、服部重彦、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の 9 氏が再任、牧野真也、上村達男の両氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
3. 2020 年 7 月 2 日付で、井福正博、落合誠一の両氏は取締役に退任しました。
4. 2020 年 7 月 2 日の取締役会決議により、取締役鈴木伸弥氏が取締役に会長に再任、指名委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、木瀬照雄、須田美矢子、秋田正紀の 5 氏が再選、監査委員会の委員に取締役打保誠一郎、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の 4 氏が再選、上村達男氏が新たに選定、報酬委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、服部重彦、北村敬子の 4 氏が再選、上村達男氏が新たに選定され、それぞれ就任しました。  
また、代表執行役に鈴木伸弥氏、代表執行役社長に根岸秋男氏が再任され、それぞれ就任しました。また、執行役副社長に荒谷雅夫、大西忠、牧野真也の 3 氏が再任、専務執行役に山内和紀、菊川隆志、梅崎輝喜の 3 氏が再任、常務執行役に永島英器、中谷新司、山口秀樹、長尾浩一、中村篤志、河村雅直、上田泰史、住吉敏幸、福井賢二の 9 氏が再任され、それぞれ就任しました。
5. 2021 年 3 月 31 日付で、菊川隆志氏は専務執行役を辞任しました。

## 2020年度(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
現金及び預貯金	1,146,096	保険契約準備金	33,189,008
現金	58	支払準備金	126,671
預貯金	1,146,038	責任準備金	32,802,306
コ ー ル 口 ー ン	90,000	社員配当準備金	260,030
買入金銭債権	264,184	再 保 險	705
金銭の信託	154,622	社 債	640,735
有価証券	35,382,820	そ の 他 負 債	3,084,355
国債	15,766,989	売現先勘定	101,346
地方債	276,945	債券貸借取引受入担保金	2,500,282
社債	2,322,203	未払法人税等	17,433
株式	4,713,734	未払金	44,815
外国証券	10,854,668	未払費用	36,639
その他の証券	1,448,279	前受収益	2,699
貸付金	4,095,722	預り金	29,929
保険約款貸付	207,776	預り保証金	35,328
一般貸付	3,887,946	先物取引差金勘定	112
有形固定資産	869,150	金融派生商品	282,409
土地	610,792	金融商品等受入担保金	27,324
建物	251,647	資産除去債務	3,416
建設仮勘定	3,293	仮受金	2,618
その他の有形固定資産	3,417	価格変動準備金	850,080
無形固定資産	86,517	繰延税金負債	310,945
ソフトウェア	60,371	再評価に係る繰延税金負債	79,003
その他の無形固定資産	26,145	支 払 承 諾	19,215
再 保 險 貸 付	884	負債の部合計	38,174,049
その他の資産	488,525	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
未収金	101,810	基 金	250,000
前払費用	8,462	基金償却積立金	730,000
未収収益	103,524	再 評 価 積 立 金	452
預託金	12,527	剰 余 金	509,886
先物取引差入証拠金	1,836	損失填補準備金	12,424
先物取引差金勘定	94	その他剰余金	497,461
金融派生商品	59,888	基金償却準備金	140,000
金融商品等差入担保金	185,274	価格変動積立金	29,764
仮払金	5,952	社会厚生事業増進積立金	38
その他の資産	9,153	事業基盤強化積立金	70,000
前払年金費用	94,314	不動産圧縮積立金	26,157
支払承諾見返	19,215	特別準備金	2,000
貸倒引当金	△6,837	別途積立金	85
		当期末処分剰余金	229,416
		基金等合計	1,490,339
		その他の有価証券評価差額金	2,874,641
		繰延ヘッジ損益	28,006
		土地再評価差額金	118,183
		評価・換算差額等合計	3,020,830
		純資産の部合計	4,511,169
<b>資産の部合計</b>	<b>42,685,218</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>42,685,218</b>



## 貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定  
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。  
再評価を行った年月日 2001年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は391百万円であります。



8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009 年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 26 号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

- ・変額保険契約および 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの

- ・1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの

- ・1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率 2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2020 年度からの 4 年間にわたって積み立てることとしたもの

なお、2007 年度より 1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約を対象として、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てておりましたが、当年度より、対象契約の拡大および予定利率の引き下げを行いました。

当年度から 4 年間にわたって積み立てを行いますが、積立初年度である当年度においては 608,713 百万円を積み立て、その結果、当年度末における積立所要額の 89.3%まで積み立てております。また責任準備金に含まれる危険準備金 364,016 百万円を取崩して追加責任準備金の一部として充当しております。

なお、責任準備金の積立に際しては保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト等を実施して保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

## 14. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

## (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性(リスク)に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デレージョンの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,146,096	1,146,096	—
その他有価証券(譲渡性預金)	52,995	52,995	—
買入金銭債権	264,184	273,558	9,374
満期保有目的の債券	185,473	194,847	9,374
その他有価証券	78,711	78,711	—
金銭の信託	154,622	154,622	—
その他有価証券	154,622	154,622	—
有価証券	34,457,723	36,412,393	1,954,670
売買目的有価証券	678,573	678,573	—
満期保有目的の債券	3,730,239	4,365,466	635,227
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442
その他有価証券	19,400,388	19,400,388	—
貸付金	4,095,722	4,270,550	174,827
保険約款貸付	207,776	207,776	—
一般貸付	3,887,946	4,062,774	174,827

貸倒引当金(*1)	△5,580	-	-
	4,090,142	4,270,550	180,407
社債	640,735	667,457	26,722
売現先勘定	101,346	101,346	-
債券貸借取引受入担保金	2,500,282	2,500,282	-
金融派生商品(*2)	(222,521)	(222,521)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(34,100)	(34,100)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(188,420)	(188,420)	-

(\*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、925,096百万円(うち子会社株式及び関連会社株式876,895百万円)であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について470百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のT T M、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は45,148百万円であります。  
 ② 満期保有目的の債券のうち、信用状態の著しい悪化による当年度中の売却額は4,887百万円、売却損は112百万円あります。また、満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,227,182	3,793,137	565,954
	②社債	410,714	475,162	64,447
	③その他	266,823	281,115	14,292
	合計	3,904,720	4,549,415	644,694
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,991	2,991	△0
	③その他	8,000	7,906	△93
	合計	10,991	10,898	△93

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は786,256百万円であり、売却益の合計額は6,220百万円、売却損の合計額は35,679百万円あります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,637,948	8,953,434	1,315,486
	②社債	17,038	20,443	3,405
	③その他	631,053	682,972	51,918
	合計	8,286,040	9,656,850	1,370,809
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	1,926,000	1,905,510	△20,489
	②社債	336	333	△2
	③その他	436,146	405,271	△30,874
	合計	2,362,482	2,311,115	△51,367

- ④ その他有価証券の当年度中の売却額は1,359,485百万円であり、売却益の合計額は91,255百万円、売却損の合計額は27,096百万円あります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	1,408,942	4,410,200	3,001,258
	(2) 債券	4,495,430	4,828,182	332,752
	①国債・地方債等	2,862,000	3,099,231	237,231
	②社債	1,633,430	1,728,950	95,520
	(3) その他	7,009,004	7,779,831	770,826
	合計	12,913,377	17,018,214	4,104,837
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	160,982	139,151	△21,831
	(2) 債券	104,911	103,472	△1,439
	①国債・地方債等	20,165	20,034	△130
	②社債	84,746	83,437	△1,309
	(3) その他	2,517,830	2,425,878	△91,951
	合計	2,783,724	2,668,501	△115,222

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ⑤ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について1,501百万円減損処理を行っております。



(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,146,038	—	—	—	—	—
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194
貸付金(*)	448,649	690,800	684,759	515,897	832,754	714,835
有価証券	1,333,499	2,053,792	1,126,637	2,180,727	4,645,887	15,536,263
満期保有目的の 債券	187,689	390,526	548,700	451,853	84,419	2,064,249
責任準備金対応 債券	1,149	112,823	27,687	312,772	2,025,835	8,168,253
その他有価証券 のうち満期があ るもの	1,144,660	1,550,442	550,249	1,416,101	2,535,632	5,303,759
合計	2,998,177	2,744,593	1,811,397	2,696,624	5,478,642	16,445,293

(\*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない249百万円は含めておりません。

(\*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
売現先勘定	101,346	—	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	2,500,282	—	—	—	—	—
合計	2,601,629	—	—	—	—	640,735

15. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は605,121百万円、時価は917,936百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、16,430百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありませぬ。また、延滞債権額は4,790百万円あります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,640百万円あります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、454,861百万円あります。

18. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、719,161百万円あります。

なお、同勘定の負債の額も同額あります。

19. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、3,021,283百万円あります。

20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、15,063百万円、金銭債務の総額は、4,307百万円あります。

21. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資

産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	245,988 百万円
前期剰余金よりの繰入額	148,874 百万円
当期社員配当金支払額	134,950 百万円
利息による増加等	117 百万円
当期末現在高	260,030 百万円

23. 担保に供されている資産の額は、有価証券 35,394 百万円であります。

24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 4,054,328 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 100,242 百万円であります。

25. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、58,645 百万円であります。

26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

27. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 45,929 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

28. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	258,468 百万円
勤務費用	9,169 百万円
利息費用	2,326 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	773 百万円
退職給付の支払額	△ 16,866 百万円
期末における退職給付債務	<u>253,872 百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	322,289 百万円
期待運用収益	3,264 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	64,091 百万円
事業主からの拠出額	1,631 百万円
退職給付の支払額	△ 11,736 百万円
期末における年金資産	<u>379,540 百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	252,937 百万円
年金資産	△ 379,540 百万円
	△ 126,602 百万円
非積立型制度の退職給付債務	934 百万円
未認識数理計算上の差異	22,196 百万円
未認識過去勤務費用	9,156 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	<u>△ 94,314 百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,169 百万円
利息費用	2,326 百万円
期待運用収益	△ 3,264 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 5,488 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 1,390 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,352 百万円</u>



⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	5.7%
株式	37.4%
生命保険一般勘定	26.4%
共同運用資産	19.8%
投資信託	4.6%
現金及び預金	2.0%
その他	4.2%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が53.8%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は973百万円であります。

29. 子会社等の株式等は、876,895百万円であります。

30. 繰延税金資産の総額は、821,795百万円、繰延税金負債の総額は、1,128,247百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,493百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金488,334百万円および価格変動準備金237,682百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,081,955百万円であります。

当年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△24.86%であります。

31. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は17,999百万円であります。

32. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式876,895百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

# 2020年度（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
<b>経常収益</b>		3,611,765
保険料等収入	2,352,149	
保険収入	2,341,591	
再保険収入	10,557	
資産運用収益	1,192,437	
利息及び配当金等収入	840,398	
預貯金利息	764	
有価証券利息・配当金	721,397	
貸付金利息	62,584	
不動産賃貸料	38,235	
その他利息配当金	17,417	
金銭の信託運用益	1,818	
有価証券売却益	97,475	
有価証券償還益	132,037	
為替差益	44,445	
その他運用収益	279	
特別勘定資産運用益	75,981	
その他経常収益	67,179	
年金特約取扱受入金	14,319	
保険金据置受入金	39,229	
退職給付引当金戻入額	5,408	
その他の経常収益	8,222	
<b>経常費用</b>		3,379,948
保険金等支払金	2,317,695	
保険金	544,074	
年金	661,573	
給付	391,472	
解約返戻金	581,645	
その他返戻金	135,797	
再保険料	3,132	
責任準備金等繰入額	294,327	
支払準備金繰入額	2,193	
責任準備金繰入額	292,051	
社員配当金積立利息繰入額	82	
資産運用費用	265,610	
支払利息	14,421	
有価証券売却損	62,887	
有価証券評価損	1,971	
有価証券償還損	78,895	
金融派生商品費用	79,634	
貸倒引当金繰入額	729	
賃貸用不動産等減価償却費用	9,381	
その他運用費用	17,689	
事業費用	375,436	
その他経常費用	126,879	
保険金据置支払金	57,851	
税	32,168	
減価償却費用	31,667	
その他の経常費用	5,191	
<b>経常利益</b>		231,817
<b>特別利益</b>		386
固定資産等処分益	385	
偶発損失引当金戻入額	1	
<b>特別損失</b>		31,302
固定資産等処分損失	6,292	
減損損失	2,262	
価格変動準備金繰入額	17,600	
不動産圧縮損	325	
社会厚生事業増進助成金	661	
その他特別損失	4,160	
<b>税法引前当期純剰余</b>		200,901
<b>法人税及び住民税額</b>		57,163
<b>法人税等調整額</b>		△54,778
<b>法人税等合計</b>		2,385
<b>当期純剰余</b>		198,516

## 損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号）を当会計年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、23,726百万円、費用の総額は、38,348百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,620百万円、株式等60,070百万円、外国証券34,526百万円であります。  
有価証券売却損の内訳は、国債等債券36,021百万円、株式等5,489百万円、外国証券21,376百万円であります。  
有価証券評価損の内訳は、株式等1,971百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は0百万円、責任準備金繰入額の計算上、足しあげられた出再責任準備金戻入額の金額は10,661百万円であります。
5. 「金融派生商品費用」には、評価損が67,830百万円含まれております。
6. その他特別損失は、新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言の発令を受けた営業活動の自粛による営業職員に対する給与補償費、およびシステム開発委託案件にかかる開発中止費用等であります。
7. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

### (1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

### (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	3件	625	1,415	2,040
遊休不動産等	6件	129	91	221
合 計	9件	755	1,507	2,262

### (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.87%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

# 2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計					
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金						基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計				
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金							別途 積立金	当期末処 分剰余金	剰余金 合計	
当期末残高	250,000	730,000	452	11,975	90,000	29,764	89	100,000	26,702	2,000	85	200,146	460,763	1,441,216	1,950,825	45,187	118,421	2,114,434	3,555,650	
当期変動額																				
社員配当準備金の 積立																				
損失填補準備金の 積立				449																
基金利息の支払																				
当期純剰余																				
基金償却準備金の 積立					50,000															
社会厚生事業増進 積立金の積立							610													
社会厚生事業増進 積立金の取崩																				
事業基盤強化積立金 の取崩																				
不動産圧縮積立金 の取崩																				
土地再評価差額金 の取崩																				
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)																				
当期変動額合計				449	50,000	29,764	△50	△30,000	△544			28,269	49,122	49,122	923,815	△17,181	△238	906,395	906,395	
当期末残高	250,000	730,000	452	12,424	140,000	29,764	38	70,000	26,157	2,000	85	229,416	509,886	1,490,339	2,874,641	28,006	118,183	3,020,830	4,511,169	

## 2020年度（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金	額
当 期 未 処 分 剰 余 金		229,416,517,259
任 意 積 立 金 取 崩 額		2,630,395,667
不 動 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	545,056,476	
特 別 準 備 金 取 崩 額	2,000,000,000	
別 途 積 立 金 取 崩 額	85,339,191	
計		232,046,912,926
剰 余 金 処 分 額		232,046,912,926
社 員 配 当 準 備 金	178,633,438,471	
差 引 純 剰 余 金		53,413,474,455
損 失 填 補 準 備 金	539,000,000	
基 金 利 息	757,500,000	
任 意 積 立 金	52,116,974,455	
基 金 償 却 準 備 金	50,000,000,000	
社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	2,085,339,191	
不 動 産 圧 縮 積 立 金	31,635,264	

## 2020年度(2021年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預貯金	1,210,322	保険契約準備金	36,266,398
コーポレート	90,000	支払準備金	708,582
買入金銭債権	264,184	責任準備金	35,297,785
金銭の信託	170,522	社員配当準備金	260,030
有価証券	37,097,578	代理店借	3,628
貸付金	4,937,975	再保険借	802
有形固定資産	908,371	社債	666,866
土地	624,069	その他の負債	3,175,679
建物	273,028	債券貸借取引受入担保金	2,514,959
リース資産	315	その他の負債	660,720
建設仮勘定	3,653	退職給付に係る負債	8,317
その他の有形固定資産	7,304	価格変動準備金	851,195
無形固定資産	402,441	繰延税金負債	378,208
ソフトウェア	63,918	再評価に係る繰延税金負債	79,003
のれん	109,536	支払承諾	19,215
その他の無形固定資産	228,986	負債の部合計	41,449,317
代理店貸	1,560	<b>(純資産の部)</b>	
再保険貸	152,211	基金	250,000
その他の資産	601,097	基金償却積立金	730,000
退職給付に係る資産	126,976	再評価積立金	452
繰延税金資産	2,180	連結剰余金	515,259
支払承諾見返	19,215	基金等合計	1,495,712
貸倒引当金	△6,837	その他有価証券評価差額金	2,959,118
		繰延ヘッジ損益	28,261
		土地再評価差額金	118,183
		為替換算調整勘定	△89,185
		退職給付に係る調整累計額	15,714
		その他の包括利益累計額合計	3,032,091
		非支配株主持分	681
		純資産の部合計	4,528,485
<b>資産の部合計</b>	<b>45,977,802</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>45,977,802</b>



連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度 [ 2020年4月1日から 2021年3月31日まで ]
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結実質子会社数 18社</p> <p>主要な連結実質子会社は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporatedであります。</p> <p>当社の実質子会社となった StanCorp Financial Group, Inc. 傘下1社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>主要な非連結実質子会社は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結実質子会社は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結実質子会社数 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 9社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limited であります。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結実質子会社（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）および関連会社については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項	<p>海外の連結実質子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. のれんの償却に関する事項	<p>のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

## 連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外（信託財産として運用している有価証券を含む）については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。海外の連結実質子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、海外の連結実質子会社の資産、負債、収益および費用は、海外の連結実質子会社の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は391百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。  
なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。  
責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。  
(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）  
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式  
また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。  
・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの  
・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの  
・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの4年間にわたって積み立てることとしたもの  
なお、2007年度より1996年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約を対象として、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てておりましたが、当連結会計年度より、対象契約の拡大および予定利率の引き下げを行いました。  
当連結会計年度から4年間にわたって積み立てを行いますが、積立初年度である当連結会計年度においては608,713百万円を積み立て、その結果、当連結会計年度末における積立所要額の89.3%まで積み立てております。また責任準備金に含まれる危険準備金364,016百万円を取崩して追加責任準備金の一部として充当しております。  
なお、責任準備金の積立に際しては保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト等を実施して保険計理人が確認しております。  
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。  
一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
12. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の海外の連結実質子会社の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。
14. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。  
(1) 金融商品の状況に関する事項  
当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。



当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。なお、一部の海外の連結実質子会社が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社および一部の海外の連結実質子会社が保有する有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社および一部の海外の連結実質子会社の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

当社および連結実質子会社では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,210,322	1,210,322	—
その他有価証券(譲渡性預金)	52,995	52,995	—
買入金銭債権	264,184	273,558	9,374
満期保有目的の債券	185,473	194,847	9,374
その他有価証券	78,711	78,711	—
金銭の信託	170,522	170,522	—
その他有価証券	170,522	170,522	—
有価証券	36,843,824	38,799,520	1,955,695
売買目的有価証券	1,731,803	1,731,803	—
満期保有目的の債券	3,753,345	4,389,597	636,252
責任準備金対応債券	10,648,522	11,967,965	1,319,442
その他有価証券	20,710,153	20,710,153	—
貸付金	4,937,975	5,159,899	221,923
保険約款貸付	211,058	211,058	—
一般貸付	4,726,917	4,948,840	221,923
貸倒引当金(*1)	△5,580	—	—
	4,932,395	5,159,899	227,504

社債	666,866	695,032	28,166
売現先勘定	101,346	101,346	—
債券貸借取引受入担保金	2,514,959	2,514,959	—
金融派生商品(*2)	(219,408)	(219,408)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(30,988)	(30,988)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(188,420)	(188,420)	—

(\*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

・資産

①現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しております。

②買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものについては、④有価証券と同様に評価しており、時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または取引相手先から入手した連結会計年度末日の時価等によっております。

③金銭の信託

信託財産として運用している市場価格のある有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等によっております。

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託は短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

④有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については連結会計年度末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、253,754百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について470百万円減損処理を行っております。

⑤貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、当社の破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

・負債

①社債

連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格等によっております。

②売現先勘定

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

③債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

・金融派生商品

①株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、連結会計年度末日の終値または清算価格等によっております。

②外国為替予約等の店頭取引の時価については、連結会計年度末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③金利スワップ取引の時価については、連結会計年度末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。



(注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は45,148百万円であります。  
 ② 満期保有目的の債券のうち、信用状態の著しい悪化による当連結会計年度中の売却額は4,887百万円、売却損は112百万円であります。また、満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,245,561	3,812,541	566,980
	②社債	410,714	475,162	64,447
	③その他	266,823	281,115	14,292
	合計	3,923,099	4,568,819	645,720
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,991	2,991	△0
	③その他	12,727	12,633	△93
	合計	15,718	15,625	△93

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は786,256百万円であり、売却益の合計額は6,220百万円、売却損の合計額は35,679百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,637,948	8,953,434	1,315,486
	②社債	17,038	20,443	3,405
	③その他	631,053	682,972	51,918
	合計	8,286,040	9,656,850	1,370,809
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	1,926,000	1,905,510	△20,489
	②社債	336	333	△2
	③その他	436,146	405,271	△30,874
	合計	2,362,482	2,311,115	△51,367

- ④ その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,467,830百万円であり、売却益の合計額は92,309百万円、売却損の合計額は27,932百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,408,942	4,410,200	3,001,258
	(2)債券	4,513,842	4,847,512	333,670
	①国債・地方債等	2,867,490	3,104,775	237,284
	②社債	1,646,351	1,742,737	96,385
	(3)その他	8,084,729	8,962,161	877,432
	合計	14,007,514	18,219,875	4,212,360
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	160,982	139,151	△21,831
	(2)債券	104,911	103,472	△1,439
	①国債・地方債等	20,165	20,034	△130
	②社債	84,746	83,437	△1,309
	(3)その他	2,644,618	2,549,883	△94,735
	合計	2,910,512	2,792,506	△118,005

(\*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ⑤ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について3,113百万円減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	1,210,263	—	—	—	—	—
買入金銭債権	69,990	—	—	—	—	194,194
金銭の信託	15,900	—	—	—	—	—
貸付金(*)	475,712	752,768	706,359	535,644	859,310	1,396,872
有価証券	1,404,433	2,251,639	1,330,784	2,400,737	4,881,792	15,920,794
満期保有目的の債券	189,347	393,955	552,273	455,522	90,164	2,069,280
責任準備金対応債券	1,149	112,823	27,687	312,772	2,025,835	8,168,253
その他有価証券のうち満期があるもの	1,213,937	1,744,860	750,823	1,632,441	2,765,791	5,683,259
合計	3,176,300	3,004,407	2,037,143	2,936,382	5,741,103	17,511,860

(\*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない249百万円は含めておりません。

(\*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

## (注4) 社債、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	26,131	—	—	—	640,735
売現先勘定	101,346	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入 担保金	2,514,959	—	—	—	—	—
合計	2,616,306	26,131	—	—	—	640,735

15. 当社および一部の連結実質子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は616,753百万円、時価は939,064百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

16. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、23,159百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は4,799百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額26百万円、延滞債権額364百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は18,360百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、468,988百万円であります。

18. 一部の海外の連結実質子会社が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

貸付金 2,372百万円

19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、719,161百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	245,988 百万円
前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	148,874 百万円
当連結会計年度社員配当金支払額	134,950 百万円
利息による増加等	117 百万円
当連結会計年度末現在高	260,030 百万円

21. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 327 百万円、有価証券 37,024 百万円、貸付金 123,610 百万円であります。

22. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は 4,068,010 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は 100,242 百万円であります。

23. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、77,182 百万円であります。

24. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債 640,735 百万円を含んでおります。

25. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は 45,929 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

26. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の海外の連結実質子会社は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結実質子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

- (2) 確定給付制度

- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	332,076 百万円
勤務費用	9,390 百万円
利息費用	4,439 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	8,876 百万円
退職給付の支払額	△19,206 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△335 百万円
その他	△3,904 百万円
期末における退職給付債務	331,337 百万円

- ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	389,876 百万円
期待運用収益	6,924 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	68,736 百万円
事業主からの拠出額	1,799 百万円
退職給付の支払額	△13,924 百万円
その他	△3,416 百万円
期末における年金資産	449,995 百万円

- ③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	322,246 百万円
年金資産	△449,995 百万円
	△127,749 百万円
非積立型制度の退職給付債務	9,090 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△118,658 百万円
退職給付に係る負債	8,317 百万円
退職給付に係る資産	△126,976 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△118,658 百万円

- ④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,390 百万円
利息費用	4,439 百万円
期待運用収益	△6,924 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△5,395 百万円

過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,391 百万円
その他	△145 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△26 百万円
⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳	
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	54,788 百万円
過去勤務費用	△1,056 百万円
合計	53,732 百万円
その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	13,111 百万円
未認識過去勤務費用	9,494 百万円
合計	22,606 百万円
⑥年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。	
債券	5.6%
株式	31.7%
生命保険一般勘定	29.0%
共同運用資産	24.3%
投資信託	3.9%
現金及び預金	1.7%
その他	3.8%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 45.4%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の海外の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	2.3~2.5%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	2.6~6.3%

(3) 確定拠出制度

当社および連結実質子会社の確定拠出制度への要拠出額は、3,915 百万円であります。

27. 非連結実質子会社および関連会社の株式等は、205,549 百万円であります。

28. 繰延税金資産の総額は、843,764 百万円、繰延税金負債の総額は、1,209,924 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,868 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 509,382 百万円および価格変動準備金 237,889 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 1,102,712 百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△25.25%であります。

29. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) StanCorp Financial Group, Inc.（以下、「StanCorp」という。）の支払備金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に 575,256 百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

StanCorp の支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) StanCorp の買収時に計上したのれんの減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、109,536 百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

StanCorp の買収に係るのれんは、米国会計基準に基づき StanCorp の連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(3) StanCorp の買収時に計上した保有契約価値の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、保有契約価値の残高 42,978 百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

海外の連結実質子会社の買収に係る保有契約価値は、StanCorp の買収日時時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。

また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

30. 前連結会計年度において「その他負債」に含めて表示しておりました「債券貸借取引受入担保金」の重要性が増したため、当連結会計年度より「その他負債」の内訳を区分記載しております。



# 2020年度（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		4,028,693
保険料等収入	2,669,358	
資産運用収益	1,263,411	
利息及び配当金等収入	906,130	
金銭の信託運用益	1,825	
有価証券売却益	98,530	
有価証券償還益	133,300	
為替差益	44,445	
その他運用収益	3,197	
特別勘定資産運用益	75,981	
その他経常収益	95,923	
<b>経常費用</b>		3,799,698
保険金等支払金	2,542,415	
保険金	642,535	
年金	663,129	
給付金	515,164	
解約返戻金	582,654	
その他返戻金等	138,930	
責任準備金等繰入額	305,044	
支払備金繰入額	11,014	
責任準備金繰入額	293,947	
社員配当金積立利息繰入額	82	
資産運用費用	306,162	
支払利息	43,401	
有価証券売却損	63,723	
有価証券評価損	3,583	
有価証券償還損	78,895	
金融派生商品費用	78,612	
貸倒引当金繰入額	2,867	
賃貸用不動産等減価償却費	10,006	
その他運用費用	25,071	
事業費用	489,678	
その他経常費用	156,398	
<b>経常利益</b>		228,994
<b>特別利益</b>		386
固定資産等処分益	385	
偶発損失引当金戻入額	1	
<b>特別損失</b>		31,598
固定資産等処分損失	6,361	
減損損失	2,262	
価格変動準備金繰入額	17,604	
不動産圧縮損	325	
社会厚生事業増進助成金	661	
その他特別損失	4,383	
<b>税金等調整前当期純剰余</b>		197,782
<b>法人税及び住民税等</b>		57,904
<b>法人税等調整額</b>		△48,923
<b>法人税等合計</b>		8,981
<b>当期純剰余</b>		188,801
<b>非支配株主に帰属する当期純剰余</b>		60
<b>親会社に帰属する当期純剰余</b>		188,740

## 連結損益計算書の注記

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. その他特別損失は、新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言の発令を受けた営業活動の自粛による営業職員に対する給与補償費、およびシステム開発委託案件にかかる開発中止費用等であります。
3. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社および一部の連結実質子会社は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物 等	計
賃貸不動産等	3件	625	1,415	2,040
遊休不動産等	6件	129	91	221
合 計	9件	755	1,507	2,262

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.87%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。

## 2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	250,000	730,000	452	475,912	1,456,365	1,993,002	45,187	118,421	△49,497	△22,818	2,084,295	700	3,541,362	
当期変動額														
社員配当準備金の積立				△148,874	△148,874								△148,874	
基金利息の支払				△757	△757								△757	
親会社に帰属する当期純剰余				188,740	188,740								188,740	
土地再評価差額金の取崩				238	238								238	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)						966,115	△16,926	△238	△39,687	38,532	947,795	△19	947,776	
当期変動額合計	—	—	—	39,346	39,346	966,115	△16,926	△238	△39,687	38,532	947,795	△19	987,122	
当期末残高	250,000	730,000	452	515,259	1,495,712	2,959,118	28,261	118,183	△89,185	15,714	3,032,091	681	4,528,485	

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

明治安田生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金井 沢 治 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊木 幸 雄 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 広 樹 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

明治安田生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員      公認会計士      金 井 沢 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員      公認会計士      熊 木 幸 雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員      公認会計士      小 林 広 樹 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、監査等に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止策を十分に行ないつつ、対面を中心に、一部リモートも活用して実施しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 須田 美矢子 ㊟

監査委員 木瀬 照雄 ㊟

監査委員 北村 敬子 ㊟

監査委員 上村 達男 ㊟

監査委員 打保 誠一郎 ㊟

(注) 監査委員 須田美矢子、木瀬照雄、北村敬子および上村達男は、保険業法第53条の2第5項および第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

## 2. 相互会社制度運営に関する報告の件

### ■ 総代会

総代会は、保険業法（第 42 条第 1 項）の規定に基づいて、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

### ■ 総代の定数

総代の定数は、定款（第 14 条）において 222 名と定めています。総代定数 222 名のうち 200 名については、①地域別選出による定数 120 名（社員数に比例して全都道府県から 1 名以上を選考）、②地域別選出によらない定数 80 名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22 名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

### ■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の 7 月末日時点の社員数）の 10 分の 1 に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数 222 名のうち 200 名については、2 年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22 名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

#### 総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、「選考委員会」）は、「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

#### 総代候補者選考委員選考基準

総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・ 当社の社員であること
- ・ 生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・ 公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること

- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

#### 総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

##### (1) 総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

##### ア. 消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

##### イ. 経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

##### ウ. 専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

##### (2) 総代候補者の資格要件

- ・当社の社員（ご契約者）であること
- ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表としてふさわしい見識を有していること
- ・総代会に出席可能であること
- ・他社の総代に就任していないこと

#### 立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は以下のとおりです。

##### (1) 立候補の資格

- ・立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であることを要します。

##### (2) 総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数22名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。
- ・立候補者数が選出数22名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補者の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。



<地域ブロック別定員数>

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8名
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4名
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4名
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名
計		22名

## ■ 評議員会の開催

2020年7月2日開催の第73回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第50回評議員会(2020年11月18日)

- ①2020年度上半期報告
- ②「MYミューチュアル配当」に関する对外発信の取組み

第51回評議員会(2021年2月18日)

- ①2020年度決算見通し
- ②「MYミューチュアル配当」に係る5月以降のご案内内容

また、2021年6月18日に開催予定の第52回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

- ①2020年度決算
- ②中期経営計画におけるアドバイザーチャネル戦略～次世代アドバイザー制度について～
- ③第74回定時総代会決議事項
- ④2020年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち、当会社の経営に関する重要な事項

## ■ お客さま懇談会の開催

2020年度のお客さま懇談会は、2021年1月から2月にかけて、全国の支社等105会場で開催し、85名の総代を含む1,094名のご契約者のみなさまにご出席いただきました。2020年度は、「2020年度上半期報告」「とことん！アフターフォロー特別計画の概要」「地域社会への貢献活動」「MYミューチュアル配当」等についてご説明し、2,368件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

また、お客さま懇談会への出席が難しいご契約者からも幅広く経営に関するご意見・ご要望等をお伺いするため、お客さま懇談会開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、その対応状況を冊子『「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等について』にまとめ、当社ホームページ内に公開しています。

# 決 議 事 項

## 総 代 会 参 考 書 類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 2020年度剰余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項52頁に記載のとおりであります。

2020年度未処分剰余金は2,294億1,651万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額5億4,505万円、特別準備金取崩額20億円、別途積立金取崩額8,533万円を加え、剰余金処分額を2,320億4,691万円とさせていただきますと存じます。

このうち、1,786億3,343万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剰余金のうち、5億3,900万円を損失填補準備金として積み立て、7億5,750万円を基金利息の支払いに充当し、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきますと存じます。

なお、任意積立金のうち基金償却準備金500億円は、基金の償却に備える目的で積み立てております。この結果、次期繰越剰余金はゼロとなります。

- (注) 1. 保険業法第121条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「令和2年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「令和2年度末におけるすべての社員に対する剰余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。
2. 2020年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料（89～117頁）に記載のとおりであります。

## 第 2 号議案 評議員承認の件

評議員は本総代会終結の時をもって任期満了となるため、定款第 26 条および第 27 条の規定により評議員 17 名の承認をお願いするものであります。

各候補者は、企業経営者、法律・会計・保険等の専門知識を有する学識経験者、その他の会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議するのにふさわしい見識を有していることを定めた評議員選考規程に基づき選考しております。

評議員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

### 評議員候補者（敬称略・五十音順）

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
秋山 弘子 (1943 年 4 月 10 日)	東京大学 名誉教授 秋山氏は、米国国立老化研究所研究員、ミシガン大学社会科学総合研究所研究科学者等を経て、現在は、ジェロントロジー（老年学）を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
阿南 久 (1950 年 2 月 17 日)	一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事 阿南氏は、日本生活協同組合連合会理事、全国消費者団体連合会事務局長、消費者庁長官等を歴任、現在は、一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
上村 協子 (1955 年 8 月 2 日)	東京家政学院大学 教授 上村氏は、生活経営学、家庭経済学を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
大塚 紀男 (1950 年 7 月 5 日)	日本精工株式会社 相談役 大塚氏は、機械事業を中核とする日本精工株式会社の社長、会長を経て、現在は相談役を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
沖野 眞 巳 (1964年1月12日)	東京大学 教授	重 任
	沖野氏は、民法、消費者法等を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	
小 倉 利 之 (1942年1月20日)	芙蓉総合リース株式会社 特別顧問	重 任
	小倉氏は、株式会社みずほホールディングスの副社長を務められた後、その傘下で総合リース事業を中核とする芙蓉総合リース株式会社の社長、会長を経て、現在は特別顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	
小 野 由 理 (1969年10月10日)	株式会社三菱総合研究所 広報部長	重 任
	小野氏は、株式会社三菱総合研究所の広報部長を務められるとともに、統計科学、都市計画等を専門とする研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	
恩 藏 直 人 (1959年1月29日)	早稲田大学 常任理事 教授	重 任
	恩藏氏は、マーケティング戦略を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	
片野坂 眞 哉 (1955年7月4日)	ANAホールディングス株式会社 取締役社長	重 任
	片野坂氏は、定期航空運送事業を中核とする全日本空輸株式会社を傘下に持つANAホールディングス株式会社の社長を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	
河 合 美 宏 (1960年9月14日)	京都大学 経営管理大学院 特命教授	重 任
	河合氏は、経済開発協力機構（OECD）保険委員会事務局、ポーランド政府財務大臣顧問、保険監督者国際機構（IAIS）事務局長等を経て、現在は、国際マネジメント、金融等を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
杉山博孝 (1949年7月1日)	三菱地所株式会社 取締役会長 杉山氏は、不動産事業を中核とする三菱地所株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
高田晴仁 (1965年10月14日)	慶應義塾大学大学院 教授、弁護士 高田氏は、商法、会社法を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
中浜隆 (1959年12月10日)	小樽商科大学 教授 中浜氏は、保険学を専門とする大学教授として研究に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
道盛大志郎 (1956年9月29日)	株式会社大和総研 専務理事、弁護士 道盛氏は、大蔵省勤務、東京国税局長、税務大学校長等を歴任、現在は、株式会社大和総研の専務理事を務められるとともに、弁護士としても業務に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
山内隆司 (1946年6月12日)	大成建設株式会社 取締役会長 山内氏は、建設業を中核とする大成建設株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任
山木利満 (1947年5月3日)	小田急電鉄株式会社 特別顧問 山木氏は、鉄道事業を中核とする小田急電鉄株式会社の社長、会長を経て、現在は特別顧問を務められており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	重任



氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
山崎彰三 (1948年9月12日)	公認会計士	重任
	山崎氏は、監査法人勤務、日本公認会計士協会会長等を歴任、現在は、公認会計士として業務に携わられており、会社からの諮問事項または経営上の重要事項を審議する評議員としてふさわしい見識を有しているため、評議員候補者となりました。	

(注) 職業は、2021年5月18日現在であります。

### 第3号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役根岸秋男、荒谷雅夫、牧野真也、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀、上村達男の8氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、永島英器、菊川隆志、堀切功章の3氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

#### 取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p style="text-align: center;">ね ぎし あき お 根 岸 秋 男</p> <p style="text-align: center;">(1958年10月31日)</p>	<p>1981年4月 明治生命保険相互会社入社 2009年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長 2011年4月 同 執行役 2012年4月 同 常務執行役 2013年7月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 2019年4月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 株式会社ニコン 取締役</p> <p>なお、同氏は、2021年6月28日付で株式会社三菱UFJ銀行の取締役に就任する予定です。</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2013年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
あら たに まさ お 荒 谷 雅 夫  (1961年1月10日)	1983年4月 明治生命保険相互会社入社 2013年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長 2014年4月 同 執行役 2015年4月 同 常務執行役 2017年4月 同 専務執行役 2019年4月 同 執行役副社長 資産運用部門長 2019年7月 同 取締役 執行役副社長 資産運用部門長 2021年4月 同 取締役 執行役副社長 資産運用管掌執行役 現在に至る  〈重要な兼職〉 株式会社山口銀行 取締役 エイチディーアイ・インターナショナル株式会社 監査役
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 荒谷氏は、これまでの当社資産運用部門、調査部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2019年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。	
まさ の しん や 牧 野 真 也  (1961年3月19日)	1983年4月 安田生命保険相互会社入社 2013年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長 2015年4月 同 常務執行役 2017年4月 同 専務執行役 2020年4月 同 執行役副社長 2020年7月 同 取締役 執行役副社長 現在に至る
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 牧野氏は、これまでの当社個人営業部門、営業人事部、商品部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2020年より取締役 執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
なが しま ひで き 永 島 英 器  (1963年2月18日)	1986年 4月 明治生命保険相互会社入社 2015年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役 企画部長 2016年 4月 同 執行役員 人事部長 2017年 4月 同 常務執行役 現在に至る
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>永島氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、人事部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2017年より常務執行役として当社経営を担っており、取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	
きく がわ たか し 菊 川 隆 志  (1960年4月21日)	1983年 4月 安田生命保険相互会社入社 2014年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役 大阪本部長 2016年 4月 同 常務執行役 2020年 4月 同 専務執行役 2021年 4月 同 常任顧問 現在に至る  〈重要な兼職〉 同氏は、2021年6月25日付で株式会社千葉興業銀行の監査役に就任する予定です。
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>菊川氏は、これまでの当社個人営業部門、コンプライアンス統括部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>取締役会の構成員として取締役会の監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p data-bbox="252 344 488 398">木瀬照雄</p> <p data-bbox="252 443 488 474">(1947年4月29日)</p> <p data-bbox="252 519 488 551">社外取締役候補者</p> <p data-bbox="252 595 488 658">【取締役在任期間】 7年</p> <p data-bbox="213 703 526 766">【取締役会への出席状況】 13/13回</p>	<p data-bbox="635 277 1433 309">1970年4月 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社</p> <p data-bbox="635 313 1037 344">1996年6月 同 取締役</p> <p data-bbox="635 349 1251 380">2000年6月 同 取締役上席常務執行役員</p> <p data-bbox="635 385 1197 416">2002年6月 同 取締役専務執行役員</p> <p data-bbox="635 421 1145 452">2003年6月 同 代表取締役社長</p> <p data-bbox="635 456 1362 488">2009年4月 同 代表取締役会長 兼 取締役会議長</p> <p data-bbox="635 492 1117 524">2014年4月 同 取締役相談役</p> <p data-bbox="635 528 1037 560">2014年6月 同 相談役</p> <p data-bbox="635 564 1337 627">2014年7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員</p> <p data-bbox="635 631 1251 694">2017年6月 TOTO株式会社 特別顧問 現在に至る</p> <p data-bbox="635 698 1337 761">2017年7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員長 監査委員 現在に至る</p> <p data-bbox="603 784 967 846">〈重要な兼職〉 TOTO株式会社 特別顧問</p>
<p data-bbox="175 936 829 967">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="188 972 1407 1061">木瀬氏は、TOTO株式会社社長のほか、西日本鉄道株式会社等の社外役員や一般社団法人九州経済連合会の副会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p data-bbox="188 1066 1407 1128">2014年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	



氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p style="text-align: center;">す だ み や こ 須 田 美 矢 子</p> <p style="text-align: center;">(1948年5月15日)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">【取締役在任期間】 7年</p> <p style="text-align: center;">【取締役会への出席状況】 13/13回</p>	<p>1988年 4月 専修大学経済学部 教授</p> <p>1990年 4月 学習院大学経済学部 教授</p> <p>2001年 4月 日本銀行政策委員会 審議委員</p> <p>2011年 5月 一般財団法人キヤノングローバル 戦略研究所 特別顧問</p> <p>現在に至る</p> <p>2014年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員</p> <p>2017年 7月 同 取締役 指名委員 監査委員</p> <p>2020年 7月 同 取締役 指名委員 監査委員長</p> <p>現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 特別顧問</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>須田氏は、経済学者としての幅広い知識に加え、日本銀行政策委員会審議委員や一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特別顧問を務めるなど、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2014年より当社社外取締役役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。</p> <p>【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】</p> <p>須田氏が富士通株式会社の取締役在任中、2016年7月に、東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）が発注する電力保安通信用機器の納入に関する独占禁止法違反行為について、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、必要な対応についてすべて完了しております。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の納入に関して独占禁止法に違反する行為があったことについて、公正取引委員会より認定を受けました。なお、本案件については、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれの命令も受けておりません。</p> <p>また、同氏が宇部興産株式会社の監査役在任中、2017年12月に、同社が50%を出資する宇部丸善ポリエチレン株式会社が過去に販売した製品の一部に関して、お客さまとの契約に基づく製品検査項目の一部を実施していなかったことが判明しました。</p> <p>同氏は、判明までその事実を認識しておりませんでした。判明直後の取締役会において、独立した調査委員会を立ち上げ、徹底した原因究明と包括的な再発防止策を委嘱すべきことを提言し、その結果、2018年2月21日付にて同社と利害関係のない弁護士および社外取締役で構成された調査委員会が設置されました。同社は、同年6月5日付で調査委員会からの調査報告書を受領し、同年6月7日付で16事業（のべ24製品）における品質に関する不適切行為およびその再発防止策を公表しましたが、その後、調査委員会の提言により2件の補充調査を実施し、同年9月28日付で品質検査上の不適正行為に関する一連の調査を完了した旨を同年10月2日付で公表しました。</p> <p>また、同社は、品質管理に関する会社グループの内部統制システムを抜本的に改善するための組織改正を実施するとともに、2019年度株主総会において可決された定款変更により、監査等委員会設置会社へ移行しました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p>きたむら けいこ 北村敬子 (1945年11月21日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 6年</p> <p>【取締役会への出席状況】 13/13回</p>	<p>1981年 4月 中央大学商学部 教授 1997年 11月 同 商学部長 2004年 4月 同 副学長 2015年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 2016年 4月 中央大学 名誉教授 現在に至る 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 京王電鉄株式会社 取締役 日野自動車株式会社 監査役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>北村氏は、会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、公益財団法人財務会計基準機構理事や京王電鉄株式会社取締役を務めるなど、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	
<p>あきた まさき 秋田正紀 (1958年12月24日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 4年</p> <p>【取締役会への出席状況】 13/13回</p>	<p>1983年 4月 阪急電鉄株式会社入社 1991年 7月 株式会社松屋入社 1999年 5月 同 取締役 2001年 5月 同 常務取締役 2005年 3月 同 専務取締役 2005年 5月 同 代表取締役副社長 2007年 5月 同 代表取締役社長 2008年 5月 同 代表取締役社長執行役員 現在に至る 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>秋田氏は、株式会社松屋社長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2017年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 〈重要な兼職〉
<p>うえ むら たつ お 上 村 達 男</p> <p>(1948年4月19日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>【取締役在任期間】 1年</p> <p>【取締役会への出席状況】 10/10回</p>	<p>1986年 4月 専修大学法学部 教授 1990年 4月 立教大学法学部 教授 1997年 4月 早稲田大学法学部 教授 2002年 4月 同 大学院法務研究科 教授併任 2003年 6月 同 21世紀COE・グローバルCOE 「企業法制と法創造」総合研究所所長 2004年 9月 同 法学学術院教授 2006年 9月 同 法学学術院長・法学部長 2019年 4月 同 名誉教授 現在に至る 2020年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>上村氏は、会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、株式会社 JASDAQ 証券取引所や株式会社資生堂の社外取締役を務めるなど、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2020年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	
<p>ほり きり のり あき 堀 切 功 章</p> <p>(1951年9月2日)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1974年 4月 キッコーマン醤油株式会社（現キッコーマン株式会社）入社 2003年 6月 同 執行役員 2006年 6月 同 常務執行役員 2008年 6月 同 取締役常務執行役員 2011年 6月 同 代表取締役専務執行役員 2013年 6月 同 代表取締役社長CEO 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職〉 キッコーマン株式会社 代表取締役社長CEO</p> <p>なお、同氏は、2021年6月22日付でキッコーマン株式会社の代表取締役会長CEOに就任する予定です。</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>堀切氏は、キッコーマン株式会社社長のほか、日本醤油協会会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

(注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2021年5月14日現在であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
- ・取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
- ・社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4. 2021年7月2日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・2020年12月9日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は11人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外6人・社内5人とする。
- ・経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
木 瀬 照 雄 氏	○	○	○	○	○
須 田 美 矢 子 氏	○	○	○	○	○
北 村 敬 子 氏	○	○	○	○	○
秋 田 正 紀 氏	○	○	○	○	○
上 村 達 男 氏	○	○	○	○	○
堀 切 功 章 氏	○	○	○	○	○

・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2) 直近 3 会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の報酬を受領していないこと
- (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または 3 親等以内の親族でないこと
- (4) 直近 3 会計年度以内に、当社年間収入保険料の 2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
- (5) その総収入もしくは経常収益の 2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

6. 当社は、保険業法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、損害賠償請求により被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、2021 年 7 月に満期をむかえ、同様の内容で更新の予定です。
7. 当社と社外取締役との間では、保険業法第 53 条の 33 第 1 項に関する責任につき、1,000 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6 名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。



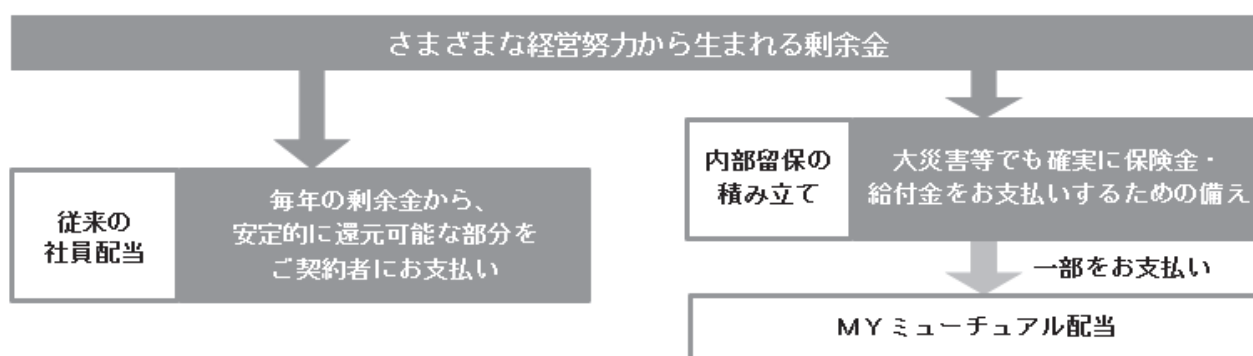
## 社員配当金の分配について

第1号議案でご審議いただく「2020年度剰余金処分案承認の件」に基づく2021年度社員配当金は次のとおりであります。

### 1. 社員（ご契約者）配当の仕組み

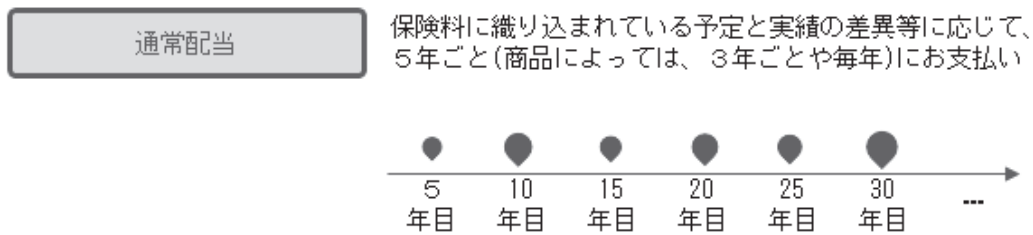
#### （1）個人保険・個人年金保険

- 当社の社員（ご契約者）配当は、「通常配当」および「MYミューチュアル配当」等により行ないます。
- 生命保険のご契約は長期間にわたるため将来の事象を正確に予測することは困難であることから、将来の保険金等のお支払いを確実にこなえるよう、ある程度の安全を見込んだ予定率を設定して保険料を算出しています。
- 「通常配当」は、この保険料に織り込まれている予定とさまざまな経営努力の結果である実績との差異等により生じた剰余をもとに、安定的に還元可能な部分をお支払いする社員（ご契約者）配当です。
- 他方、当社は、運用環境の急激な変化や大地震・パンデミック等が発生した場合でも、将来の保険金等のお支払いを確実にこなうための財務の健全性、および成長のための投資財源を確保するため、剰余から内部留保を積み立てています。
- 「MYミューチュアル配当」は、その内部留保への貢献度に応じて、2021年10月以降、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当です。



## 通常配当の仕組み

- 「通常配当」は、保険料に織り込まれている予定率に対応する利差配当・危険差配当・費差配当から構成され、5年ごと（保険種類によっては3年ごとや毎年）にお支払いします。



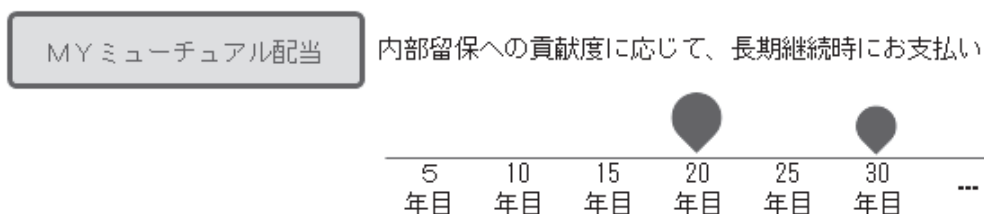
### <通常配当の構成>

利差配当	運用収支の状況によりお支払いする配当
危険差配当	保険金・給付金等のお支払いの状況によりお支払いする配当
費差配当	事業費支出の状況によりお支払いする配当

- 「通常配当」の分配は、当年度の収支状況、将来にわたる財務の健全性の確保および各ご契約の総合的な剰余への貢献度等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。
- なお、利差配当については、配当基準利回り（実績相当の利回り）が保険料に織り込まれている予定利回りを下回るご契約の場合、マイナスになりますが、そのマイナス分はご契約（主契約＋特約）単位で危険差配当・費差配当と相殺します。この相殺後の金額がマイナスになった場合、お支払いする配当金額はゼロとしています。

## MYミューチュアル配当の仕組み

- 「MYミューチュアル配当」は、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当であり、内部留保に特に貢献する対象商品へのご加入から20年経過後の初めての年単位応当日にお支払いし、その後は10年経過ごとの年単位応当日にお支払いします。



- 「MYミューチュアル配当」の対象商品は、以下の保障性商品としています。

種類	対象商品（注1）
総合保障商品・医療保険	ベストスタイル(J r.)、メディカルスタイル F(J r.)、ライフアカウントL.A.、メディカルアカウントm.a.、明日のミカタ、元気のミカタ、一時金給付型終身医療保険、50歳からの終身医療保険、いまから認知症保険(MC Iプラス)、認知症ケア(MC Iプラス)、MYどっく、MYどっくプラス、MYどっくプラス2012、才色健美、メディカルスタイル(J r.)、医療のほけん、かんたん告知医療保険、介護のささえ、明治安田のケガほけん
法人定期保険	生活障害保障定期保険、新遡増定期保険、遡増定期保険E、3年間災害保障型遡増定期保険、新定期保険E、「保障選択制」定期保険

(注1) 2021年3月31日時点の対象商品を記載しています。

- 「MYミューチュアル配当」のお支払金額は、内部留保への貢献度に応じて毎年加算される「ミューチュアル・ポイント（注2）」の累計に、当社の健全性の水準等に応じて設定される「ポイント単価（注3）」を乗じて算定します。

MYミューチュアル配当 お支払金額	=	ミューチュアル・ ポイントの累計	×	ポイント単価
----------------------	---	---------------------	---	--------

(注2) 「ミューチュアル・ポイント」は、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントがゼロになる可能性があります。

(注3) 「ポイント単価」は、当社の健全性が著しく悪化した場合、ゼロになる可能性があります。

## (2) 団体保険

- 団体保険の社員（ご契約者）配当は、保険収支の状況等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。

## (3) 団体年金保険

- ご契約に終期のない団体年金保険の社員（ご契約者）配当は、中長期的に安定した還元を実施する個人保険・個人年金保険とは異なり、毎期の運用実績をふまえ還元しています。
- 団体年金保険の配当率は、毎年の団体年金資産区分の剰余の範囲内で、将来の予定利率を維持するためのリスクバッファの水準をふまえ設定しています。

## 2. 社員（ご契約者）配当率（2021年度）

- 個人保険・個人年金保険の危険差配当、費差配当およびハートフル配当（注4）については、保険収支を勘案し、配当率をすえ置きます。利差配当については、市場金利が低位にとどまる状況の長期化をふまえ、配当率を引き下げます。
- 上記の通常配当に加え、内部留保を着実に積み上げてきた状況や、リスク管理高度化の進展をふまえ、内部留保への貢献度に応じて、2021年10月以降、内部留保からお支払いする「MYミューチュアル配当」による還元を新たに開始します。
- 団体保険の配当については、保険収支の状況等を勘案し、配当率をすえ置きます。（ただし、年金払特約等における利差配当率は個人保険・個人年金保険に準じて設定します。）
- 団体年金保険の配当については、団体年金資産区分の運用実績等をふまえ、利差配当率をゼロから引き上げます。
- 設定した配当率の概要（注5）は次のとおりになります。

（注4） ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。

（注5） 配当率の詳細や具体的な計算方法等は「【参考】2020年度決算に基づく2021年度社員（ご契約者）配当」をご参照ください。

### 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

#### 《ダイヤモンド保険ライフ、クオリスシリーズ、養老保険 等》

利差配当	配当率 引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く保障付積立保険）〕</li> <li>予定利率2%以下のご契約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率</li> <li>予定利率2%超3%以下のご契約 : 1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率</li> <li>予定利率3%超4%以下のご契約 : 1.10%（配当基準利回り）－ 予定利率</li> <li>予定利率4%超のご契約 : 0.70%（配当基準利回り）－ 予定利率</li> </ul>
危険差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日や現在の年齢等に応じ、配当率を設定</li> </ul>
費差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定</li> </ul>
MYミュー チュアル 配当	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕</li> <li>・新逋増定期保険</li> </ul>

## 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

### 《ライフアカウントL.A. 等》

利差配当 (注6)	配当率 引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約〕</li> <li>予定利率2%以下のご契約 :1.50%*（配当基準利回り）－ 予定利率</li> <li>予定利率2%超3%以下のご契約 :1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率</li> <li>※ 主契約（アカウント）部分の配当基準利回りは以下のとおり</li> <li>2013年4月1日以前に締結したご契約 1.50%</li> <li>2013年4月2日以後に締結したご契約 1.00%</li> </ul>
ハートフル 配当(注6) (注7)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定</li> </ul>
MYミュー チュアル 配当	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕</li> <li>・ライフアカウントL.A.、メディカルアカウントm.a.</li> </ul>

(注6) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。3年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注7) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。

## 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

### 《終身保険パイオニアE、ダイヤモンド保険ライフE、クオリスシリーズE 等》

利差配当 (注8)	配当率 引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く個人年金保険(2011)）〕</li> <li>予定利率2%以下のご契約 :1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率</li> <li>予定利率2%超3%以下のご契約 :1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率</li> </ul>
ハートフル 配当(注8) (注9)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険種類・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定</li> </ul>
MYミュー チュアル 配当	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕</li> <li>・MYどっく、MYどっくプラス、MYどっくプラス2012、才色健美、メディカルスタイル(J.r.)、医療のほけん、かんたん告知医療保険、介護のささえ、新定期保険E、遡増定期保険E</li> </ul>

(注8) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。5年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注9) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。



## 個人保険（5年ごと配当タイプ）

《ベストスタイル、明日のミカタ 等》

利差配当 (注10)	配当率 引き下げ	・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約〕 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
危険差配当 (注10)	配当率 すえ置き	・保険種類・特約ごとに、年齢・性別等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	新設	・MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・ベストスタイル(Jr.)、メディカルスタイル F(Jr.)、明日のミカタ、 元気のミカタ、一時金給付型終身医療保険、50歳からの終身医療保険、 いまから認知症保険(MCIプラス)、認知症ケア(MCIプラス)、 明治安田のケガほけん、生活障害保障定期保険、3年間災害保障型遡増定期 保険、「保障選択制」定期保険

(注10) 利差配当および危険差配当の割り振りを毎年行ないます。5年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

## 団体保険

危険差配当 (注11)	配当率 すえ置き	・団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定
----------------	-------------	------------------------

(注11) その他、年金払特約等における利差配当率については、個人保険・個人年金保険に準じて設定しています。

## 団体年金保険

商 品	実質の利回り（予定利率＋利差配当率）	実質の利回り（予定利率＋利差配当率）	
		予定利率	利差配当率
予定利率が0.75%の商品 《新企業年金保険、厚生年金基金保険 等》	0.99%	0.75%	0.24%
予定利率が1.00%の商品 《新企業年金保険(02)（特則一般勘定部分）、 確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分）》	1.18%	1.00%	0.18%
予定利率が1.25%かつ解約時に一般勘定取崩 控除がある商品 《新企業年金保険(02)（除く特則一般勘定部分）、 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険（除 く特則一般勘定部分）等》	1.55%	1.25%	0.30%
予定利率が1.25%かつ解約時に一般勘定取崩 控除がない商品 《拋出型企業年金保険(02)》	1.36%	1.25%	0.11%

### 3. 社員（ご契約者）配当例（2021年度）－個人保険・個人年金保険－

#### 通常配当の金額例

〔例1〕 組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,240万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円）
- 入院給付金日額 5,000円（新・入院特約）

<5年ごと配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注12）	死亡契約（注13）
					〔保険金＋配当金〕
2020年度	1年	136,044	820	—	12,400,820
2019年度	2年	136,044	1,400	—	12,402,460
2018年度	3年	140,208	6,205	—	12,415,935
2017年度	4年	140,208	6,945	—	12,420,756
2016年度	5年	144,240	8,110	26,742	12,426,742
2015年度	6年	144,240	9,330	—	12,432,409
2014年度	7年	144,240	10,210	—	12,437,937

（注12）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いします。

（注13）契約応当日直後の死亡の場合の金額（積立配当金を含む）です（以下、〔例2〕〔例3〕において同じ）。

〔例2〕 個人年金保険（年金かけはし）の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注14）	死亡契約（注15）
					〔保険金＋配当金〕
2020年度	1年	240,000	1,088	—	1,088
2019年度	2年	240,000	3,268	—	4,756
2018年度	3年	240,000	5,461	—	11,422
2017年度	4年	240,000	7,666	—	21,101
2016年度	5年	240,000	2,044	11,923	11,923

（注14）5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

（注15）別途、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

〔例3〕 終身保険（終身保険パイオニアE、平準払）の場合

- 50歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 （年換算）	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注16）	死亡契約 〔保険金+配当金〕
2019年度	2年	533,880	6,300	-	10,009,200
2018年度	3年	545,760	12,300	-	10,024,000
2017年度	4年	545,760	16,600	-	10,044,501
2016年度	5年	482,880	5,100	24,801	10,024,801

（注16）5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

**MY ミューチュアル配当の金額例**

〔例4〕 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- アカウント部分保険料 1,000円
- 死亡保険金 3,500万円\*+積立金

※

- ・2001年度契約は定期保険特約 3,500万円
- ・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型) 2,400万円（注17）、遺族サポート特約 1,100万円

- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

契約年度	経過年数	保険料(月掛) (単位：円)		ミューチュアル・ ポイントの累計(注18) (単位：ポイント)	MY ミューチュアル 配当の金額 (単位：円)
		契約時	更新後		
2011年度	10年	17,068	-	106	-
2006年度	15年	18,556	32,628	322	-
2001年度	20年	15,025	25,370	364	109,200

（注17）（新・）生活サポート特約（終身型）の基本年金年額は240万円です（以下、〔例5〕〔例6〕において同じ）。

（注18）20年経過後の初めての年単位応当日に、ミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします（以下、〔例5〕〔例6〕において同じ）。

## 〔例5〕 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）の場合

- 30歳加入・70歳払込完了・女性・月掛（口座振替料率）
- アカウント部分保険料 1,000円
- 死亡保険金 3,500万円\*+積立金

※ {

- ・2001年度契約は定期保険特約 3,500万円
- ・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円、遺族サポート特約 1,100万円

}

- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

契約年度	経過年数	保険料(月掛) (単位:円)		ミューチュアル・ ポイントの累計 (単位:ポイント)	MY ミューチュアル 配当の金額 (単位:円)
		契約時	更新後		
2011年度	10年	10,114	-	48	-
2006年度	15年	10,843	14,029	145	-
2001年度	20年	8,990	11,445	190	57,000

## 〔例6〕 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）から転換した組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

## 〔転換前契約〕 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）

- 30歳加入・70歳払込完了・女性・月掛（口座振替料率）
- アカウント部分保険料 1,000円
- 死亡保険金 3,500万円\*+積立金

※ {

- ・2001年度契約は定期保険特約 3,500万円
- ・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円、遺族サポート特約 1,100万円

}

- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

## 〔転換後契約〕 組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）

- 2014年度に〔転換前契約〕から転換
- 全期掛・女性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,740万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,500万円）
- 入院給付金日額 5,000円

契約年度 (注19)	経過年数	保険料(月掛) (単位:円) (注20)			ミューチュアル・ ポイントの累計 (単位:ポイント)	MY ミューチュアル 配当の金額 (単位:円)
		契約時	更新後	転換後		
2011年度	10年	10,114	-	10,326	64	-
2006年度	15年	10,843	-	12,046	155	-
2001年度	20年	8,990	11,445	14,500	235	70,500

(注19) 転換前契約の契約年度

(注20) 転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です

## 【参考】2020年度決算に基づく2021年度社員（ご契約者）配当

### 1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

#### (1) 通常配当

各契約の配当金は、主契約および特約ごとに計算した下記アからオの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。また、新養老保険、保障付積立保険および安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が500万円未満の平準払については零とします。なお、新養老保険、保障付積立保険および1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約は特約も含めて零とします。

#### ア. 利差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.35
	予定利率が3.0%超4.0%以下の主契約、特約	1.10
	予定利率が4.0%超の主契約、特約	0.70
一時払 安田の新・養老保険*	1995年9月9日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	2002年7月1日以後の契約	1.00
一時払 個人年金保険	1998年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払 新・年金保険*	1998年5月6日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	一時払 新・年金保険(1994)*	2002年7月1日以後の契約
一時払終身保険 (注1)	1998年7月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 新・終身保険*	1998年10月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払退職後終身保険 (*)	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約	1.00
	2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約	0.75
	2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約	0.35
	2017年1月2日以後の契約	0.25
一時払の養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.10
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約	1.25
一時払の終身買増特約 (注2)	1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約	1.50
一時払の年金買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払変額個人年金保険のうち 右記の契約	2007年4月2日以後2009年9月1日以前に一般勘定に移行した契約 (年金開始前)	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約 (年金開始前)	1.00
	2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約 (年金開始前)	0.55
	年金開始後の契約	予定利率と同じ
移行特約 (注3) (注4)	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.15
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.40

\* は安田生命保険相互会社のみでの保険契約 (\*は安田生命保険相互会社の契約を含むことを意味する。以下同じ)

(注1) 一時払の介護年金付終身保険、最終生存者終身保険については1999年4月2日以後の契約について1.50%

(注2) 一時払の最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約を含む

(注3) 移行特約とは、年金移行特約、介護保障移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指す。以下同じ

(注4) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表(ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える)の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

## イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

## ① 普通死亡に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率(注5)} \times \text{危険保険金(注6)}$$

〔危険保険金10万円に対する危険差配当金の例〕

(単位:円)

性別	現在年齢 (注7)	契 約 日								
		1969.6.1 ～ 1974.5.1	1974.5.2 ～ 1976.3.1	1976.3.2 ～ 1981.4.1	1981.4.2 ～ 1985.4.1	1985.4.2 ～ 1990.4.1	1990.4.2 ～ 1996.4.1	1996.4.2 ～ 2007.4.1 (注8)	2007.4.2 ～ 2019.4.1	2019.4.2 ～
男 性	20歳	-	-	-	-	-	4	56	26	1
	30	-	-	-	14	7	5	16	18	2
	40	147	68	16	10	6	36	28	3	
	50	338	83	18	12	9	77	63	7	
	60	876	201	91	34	28	307	119	18	
女 性	20	-	-	-	-	-	3	10	8	1
	30	-	-	-	25	3	3	11	14	1
	40	216	146	89	34	7	3	18	11	2
	50	519	281	136	48	11	3	39	22	5
	60	1,346	711	311	98	21	3	119	29	10

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位:円)

現在年齢	性別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注5) 更新後の特約および更新時の内容変更制度により付加された養老買増特約・終身買増特約については零

(注6) 危険保険金は、(普通死亡保険金－責任準備金)。以下同じ

(注7) 配当計算の対象となる保険年度始の年齢。以下同じ

(注8) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

## ② 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険\*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約\*、特定疾病保障終身特約\*に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率(注9)} \times \text{危険保険金}$$

〔危険保険金10万円に対する危険差配当金の例(注10)〕

(単位:円)

契約日・ 現在年齢	～2007.4.1		2007.4.2～	
	男性	女性	男性	女性
20歳	21	2	27	8
30	6	6	18	13
40	53	14	36	22
50	146	43	64	48
60	104	79	204	94

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位:円)

現在年齢	性別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注9) 更新後の特約については零

(注10) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用



③ 災害および疾病関係の配当

a. 配当が性別により異なるもの

(単位：円)

主 な 特 約	契 約 日	現 在 年 齢	
		男性	女性
災害割増特約 <sup>(*)</sup> (災害保険金 100 万円につき)	1976. 3. 2 ~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
傷害特約 <sup>(*)</sup> (災害保険金 100 万円につき)	~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
災害入院特約 <sup>(*)</sup> (災害入院給付金日額 1,000 円につき)	~ 1987. 4. 1	180	330
	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	400	700
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	200	400
	2011. 10. 2 ~	100	300
こども医療特約 (基準保険金 100 万円につき) *		850	700
特定損傷特約 (保険金 1 万円につき) *		50	30

b. 配当が年齢により異なるもの (入院給付金日額 1,000 円につき)

(単位：円)

主 な 特 約	契 約 日	現 在 年 齢	
		~49 歳	50 歳~
疾病入院特約(1976) *	1976. 3. 2 ~ 1981. 10. 1	0	0
疾病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・疾病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2001. 4. 1	900	1,250
疾病入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	500	1,550
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	300	550
	2011. 10. 2 ~	200	400
成人病入院特約(1976) *	~ 1981. 10. 1	0	0
成人病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・成人病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	50	200
成人病入院特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	60	300
女性専用医療特約*	~ 2007. 4. 1	150	300
女性専用医療特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	150	300
長期入院保障特約*	1991. 11. 2 ~ 2000. 10. 1	90	410
新・長期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2001. 4. 1	90	410
長期入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	90	410
	2007. 4. 2 ~	30	150
短期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2002. 11. 1	60	220
新・短期入院特約*	2002. 11. 2 ~ 2007. 4. 1	60	220
	2007. 4. 2 ~	20	80

c. 配当が性別・年齢により異なるもの

(単位：円)

主 な 特 約	性 別	契 約 日	現 在 年 齢	
			~49 歳	50 歳~
入院保障特約(A)・(B)・(C) (基準入院給付金日額 1,000 円につき)	男 性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	480	280
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,300	1,650
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	500	750
		2011. 10. 2 ~	300	500
	女 性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	630	430
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,600	1,950
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	700	950
		2011. 10. 2 ~	500	700

## d. 配当が性別・年齢によらないもの

(単位：円)

主 な 特 約		金額
手術保障特約	(基準保険金額 10 万円につき)	0
新・手術特約	(基準給付金額 10 万円につき)	0
こども手術特約	(基準保険金額 10 万円につき)	20
歯科治療特約	(基準保険金額 10 万円につき)	800
女性医療特約	(基準入院給付金日額 1,000 円につき)	100
退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
新退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
レジャー保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	100
総合傷害保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	50

上表の額にさらに配当回数に応じて以下の率を乗じた額とします(注 11)。

配当回数	1～4 回目	5～9 回目	10 回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後(注 12)	0.7	0.4	0.25

(注 11) 主契約の保険期間が 1 年以下の安田生命保険相互会社契約の場合を除く

(注 12) 更新後の支払対象特約は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、災害入院特約、介護年金付終身保険入院保障特約、ファミリー保障特約、疾病入院特約(1976)\*、同(1981)\*、同(2001)\*、新・疾病入院特約\*、災害入院特約(1976)\*、同(1981)\*、新・災害入院特約\*、家族疾病入院特約\*、同(1981)\*、同(2001)\*、新・家族疾病入院特約\*、家族災害入院特約(1976)\*、同(1981)\*、新・家族災害入院特約\*  
上記以外の更新後の特約については零

## ウ. 費差配当

保険料払込中の契約について次の①および②の合計額

## ① 基本部分(主契約および特約ごとに計算する配当)

保険種類		金額
養老保険(注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 28.5 円以下
安田の新・養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 28.5 円以下
新種養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	24 円以上 55.5 円以下
生活設計保険	(死亡保険金 1 万円につき)	14 円以上 28.5 円以下
ダイヤモンド保険ゴールド(注 14)	(死亡保険金 1 万円につき)	16 円以上 26.2 円以下
オーダー設計の保険*	(死亡保険金 1 万円につき) 定期部分	13.5 円以下
	(死亡保険金 1 万円につき) 養老部分	1.5 円以上 18.5 円以下
新種こども保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.8 円以上 31.4 円以下
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く)(注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円以上 13.5 円以下
新・定期保険(定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く)*	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
生存給付金付終身保険(注 14)	次の(1)および(2)の合計額	
	(1) 第 2 保険期間の死亡保険金 1 万円につき	1.75 円以上 19.5 円以下
	(2) 保険料 1 万円につき	150 円以下
終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 12 円以下
定期付終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	42.5 円以上 66.5 円以下
特種終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	65.5 円以上 76 円以下
新・終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 12 円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円
介護年金付終身保険	(保険料払込終了直前の死亡保険金 1 万円につき)	1.25 円以上
特別終身保険(重度介護年金型)*	(基本保険金 1 万円につき)	8 円
生存給付金付定期保険	(死亡保険金 1 万円につき)	1.471 円以上 8 円以下
祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	4.5 円以下
新・祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	0.2 円
最終生存者終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下

保険種類		金額
特定疾病保障定期保険	(死亡保険金 1 万円につき)	4.5 円以下
特定疾病保障終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
割増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	18.5 円
定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
収入保障特約	(各年の換算保険金の平均値 1 万円につき)	1 円以上 2.5 円以下
逡減定期保険特約	(各年の換算保険金の平均値 1 万円につき)	2.5 円以下
生存給付金付定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.3 円以上 4.5 円以下
祝金つき定期保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1,225 円以上 2,173.75 円以下
祝金つき定期保険特約(1999) *	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円以下
新生存給付金付定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1,525 円
特定疾病保障定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.15 円以下
特定疾病保障終身保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 2.5 円以下
重度障害保障定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円
養老買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
養老保険買増特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
終身買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
終身保険買増特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 8 円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円
連生終身保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
最終生存者終身買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
ファミリー定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
個人年金保険	(1963 年 4 月 1 日以後 1974 年 8 月 1 日以前締結のもの 年金月額 100 円につき)	18.5 円
	(1979 年 5 月 26 日以後締結のもの 年金原資 1 万円につき)	1.25 円以上 11.75 円以下
年金買増特約	(年金原資 1 万円につき)	1.25 円以上 4 円以下
新・年金保険*	(年金原資 1 万円につき)	0.375 円以上 3 円以下
新・年金保険(1994) *	(個別月払営業保険料×払込年数 1 万円につき)	4.5 円以上 7.5 円以下
教育資金付こども保険	(基準保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
個人定期保険(個人定期保険集団扱特約が付加 されている場合)(注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以下
定期保険集団取扱特約付新・定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円以下
養育年金特約	(年金年額 1 万円につき)	14.48 円以上 104.72 円以下
長期就業不能保障保険	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	(給付金 1 万円につき)	1.25 円

(注 13) 2019 年 4 月 2 日以後の契約については零

(注 14) ダイヤモンド保険ゴールドおよび生存給付金付終身保険には、災害疾病関係配当を含む

なお、上記にかかわらず、配当回数が第1回目の費差配当率は零とします。

② 上乗せ部分(契約ごとに計算する配当)

主契約および特約の死亡保険金の合計が 1,000 万円以上の契約に対し、配当回数に応じて、保険金額の部分ごとに下表の率を乗じた額

(単位：%)

保険金額	配当回数			
	2～3回目	4～6回目	7～9回目	10回目～
2,000 万円以下の部分	0.003	0.005	0.005	0.005
2,000 万円超 5,000 万円以下の部分	0.003	0.020	0.025	0.030
5,000 万円超の部分	0.003	0.020	0.020	0.020

- エ. 1981年4月1日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金1万円につき10円の金額
- オ. 1974年から1976年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額1,000円につき185円以下の金額

(2) MYミューチュアル配当

2021年10月以降、MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約(注17)に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注18)の累計×ポイント単価300円

(注15) MYミューチュアル配当の対象商品は次表のとおり

毎年配当タイプ	新通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)
5年ごと利差配当付保険	新定期保険、通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)、医療保険、新医療保険、女性医療保険、限定告知型医療保険、介護終身年金保障保険(ただし一時払の契約は除く)、入院保険
3年ごと利差配当付保険	利率変動型積立終身保険(第2保険期間に年金で支払う部分を除く)
5年ごと配当付保険	終身入院保険、組立総合保障保険、3年間災害保障型通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)[II型]、生活障害保障定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)、認知症終身保険(解約返戻金抑制型)、保障選択制定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)

(注16) 次表に該当する転換契約の場合、転換前契約の契約時から起算

転換前契約	転換後契約
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
5年ごと配当付終身入院保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
5年ごと利差配当付入院保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付終身入院保険

(注17) ご契約いただいてから20年経過後初めての契約応当日を2021年9月30日までに迎えた契約について、2021年10月1日まで継続した契約も含む

(注18) ご契約商品の収益性を反映した内部留保への貢献度に応じて毎年加算するポイント

(3) その他

- ア. 1946年8月11日以後1955年3月31日以前に締結された契約  
2021年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法(回数)に応じて責任準備金に67.5%から200%までの率を乗じた金額
- イ. 1955年4月1日以後に締結された契約  
零

2. 個人保険・個人年金保険(5年ごと利差配当付保険)

(1) 2021年度の割り振り額

2021年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したものである。ただし、新生存給付金付定期保険特約が付加されている養老保険のうち、2008年1月2日以後の契約については、特約も含めて零とします。また、こども保険(2012)については零とします。

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.35
一時払 終身保険(注19)	1998年7月2日以後1999年4月1日以前の契約	1.50
	1999年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約	1.25

区 分		配当基準利回り (%)
利率変動型一時払増終身保険、同 (介護保障型)、同 (2016) 利率変動型一時払定期支払金付終身保険 (注 20)		予定利率と同じ
利率変動型一時払個人 年金保険	年金開始前 (注 20)	予定利率と同じ
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.25
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始を繰下げた契約	0.55
	2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55
移行特約 (注 21)	1999年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.55
一時払 特別終身保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.40
	2007年4月2日以後2011年11月30日以前の契約	1.50
	2011年12月1日以後2011年12月31日以前の契約	第1保険期間が5年の契約 1.50 第1保険期間が10年の契約 予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 個人年金保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払 特別個人年金 保険	2007年8月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払部分 (転換、頭金) *		1.50
一時払変額個人年金保険の 一般勘定部分 (年金開始前)	2005年1月1日以後2007年4月1日以前の契約	1.25
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
一時払変額個人年金保険の 一般勘定部分 (年金開始後)	2007年3月31日以前に年金開始した契約	1.00
	2007年4月1日以後2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55
一時払変額個人年金保険 (超過給付金型、ステップアップ型、超過給付金型[II型] および年金原資保証型 2012) の 一般勘定部分	2014年2月28日以前に据置期間開始または年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に据置期間開始または年金開始した契約	0.55
個人年金保険 (2011)	保険料払込期間が5年のもの	1.25
	上記以外	1.50
平準払 介護終身年金保障保険 (年金開始後)	2012年9月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.65
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払特別養老保険 (指定通貨建) 利率変動型一時払特別終身保険 (指定通貨建) (円建終身保険移行後も含む) 利率変動 型一時払保障選択終身保険 (指定通貨建) [A] 利率変動型一時払保障選択終身保険 (指定通貨建) [B] (注 20)		予定利率と同じ

(注19) 最終生存者終身保険、終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払で1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約の配当基準利回りは1.50%（2012年1月2日以降の取扱いは無し）

(注20) 予定利率は契約日（円建終身保険移行後は移行日）ごとに設定

(注21) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2021年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約（注22）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合（終身保険は80歳払込））。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	300	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	1,900	1,700	4,700	3,700	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	4,100	5,100	8,700	14,000	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注23)。

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	800	500	700	400	700	500
30	100	100	100	100	400	500	300	300	300	400
40	100	100	100	100	600	400	400	200	500	300
50	600	400	600	600	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	700	400	900	700	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700

b. 2007年4月2日以後の契約（注24）

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	200	600	300	1,200	700	900	800	1,200	1,000
30	300	200	600	300	1,200	800	900	800	1,200	1,000
40	300	200	600	300	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000
50	400	200	1,000	500	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400
60	900	200	4,000	800	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700
	介護終身年金保障 保険（1倍型）		介護終身年金保障 保険（5倍型）		介護終身年金保障 保険（10倍型）					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	400	100	100	100				
30	100	100	400	100	100	100				
40	100	100	400	100	100	100				
50	200	100	400	200	100	100				
60	400	100	1,200	200	100	100				



また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注23)(注24)。

(単位:円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	400	500	300	400	300	400
30	100	100	100	100	300	400	200	200	300	300
40	100	100	100	100	200	300	100	100	200	200
50	300	200	500	400	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100
60	100	100	200	200	100	200	200	100	300	100
	介護終身年金保障 保険(1倍型)		介護終身年金保障 保険(5倍型)		介護終身年金保障 保険(10倍型)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	100	100	100	100				
30	100	100	100	100	100	100				
40	100	100	100	100	100	100				
50	100	100	400	200	100	100				
60	100	100	100	100	100	100				

(注22) 対象外の保険種類は、通増定期保険、個人年金保険、特別個人年金保険、利率変動型一時払個人年金保険、個人年金保険(2011)、医療保険、新医療保険、女性医療保険、限定告知型医療保険、入院保険、こども保険、こども保険(2012)、一時払特別終身保険の第1保険期間、利率変動型一時払通増終身保険(含む介護保障型)・利率変動型一時払定期支払金付終身保険の第1保険期間(含む介護発生後の第2保険期間)、移行特約、延長定期保険の生存保険部分、変額個人年金保険、収入保障年金開始後、特別個人定期保険、介護一時金保障特約、軽度介護一時金保障特約、一時払特別養老保険(指定通貨建)、利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)、利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[A]、利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]、死亡保障の無い特約(特別配当の支払いを可能とする方式)

(注23) 養育年金特約、ファミリー定期保険特約(子型)は対象外

(注24) 2019年4月2日以後の契約においては以下のとおり取り扱う

- (i) 「終身保険、養老保険等」において、終身保険・養老保険・新養老保険(いずれも一時払以外)、同保険から変更された払済保険については零
- (ii) 「定期保険等」において、終身保険・養老保険(いずれも一時払以外)が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分については零
- (iii) 「定期保険特約等」において、定期保険特約・収入保障特約・通増定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約については零
- (iv) 「介護終身年金保障保険(1倍型)」および「介護終身年金保障保険(5倍型)」については零

② 医療保険および医療関係特約

2021年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約(注25)に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数(注26)を乗じた額とします。年額保険料10万円に対する特別配当率の例は以下(払込期間と保険期間が同一の場合)。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位:円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類									
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約		ファミリー保障 特約	医療保険		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	男性	女性	
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800	13,200	16,900	
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300	12,000	15,400	
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200	11,200	14,600	
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400	15,600	18,400	
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200	10,900	12,800	

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類					
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	4,100	8,500	5,500	11,000	5,500	21,900
30	6,400	11,200	5,000	9,900	5,500	21,900
40	5,800	11,600	4,800	9,500	5,500	21,900
50	6,100	10,700	5,200	9,000	5,500	21,900
60	4,000	7,100	3,400	5,900	5,500	21,900
	ファミリー保障特約		医療保険		新医療保険 女性医療保険	
	妻型		男性	女性	男性	女性
20	10,300		3,500	7,000	3,600	7,300
30	10,100		3,300	6,700	3,100	6,000
40	6,100		3,100	6,200	2,900	5,600
50	6,900		3,600	6,300	3,200	5,600
60	4,800		2,100	3,900	2,100	3,600

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類	
	入院保険	
	男性	女性
20	1,900	1,900
30	1,900	1,900
40	1,900	1,900
50	1,900	1,900
60	1,900	1,900

(注25) 対象の保険種類は、医療保険、新医療保険、女性医療保険、入院保障特約(A)・(B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、ファミリー保障特約(除く子型)、新・疾病入院特約\*、疾病入院特約(2001)\*、新・災害入院特約\*、新・家族疾病入院特約(除く子型)\*、家族疾病入院特約(2001)(除く子型)\*、新・家族災害入院特約(除く子型)\*、入院保険

(注26) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1～4回目	5～9回目	10回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(2) 2021年度の割り振り累計額

2020年度の割り振り累計額を積立利率(0.001%)で付利し、2021年度の割り振り額を加えた金額を2021年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約(注27)に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注27) 2021年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2001年度契約、2006年度契約、2011年度契約および2016年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零(当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む)

(3) MYミューチュアル配当

2021年10月以降、MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約(注17)に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注18)の累計×ポイント単価300円

3. 個人保険・個人年金保険(3年ごと利差配当付保険)

(1) 2021年度の割り振り額

2021年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの

ア. 利差配当

$$(\text{配当基準利回り} - \text{予定利率}) \times \text{責任準備金}$$

区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が 2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が 2.0%超 3.0%以下の主契約、特約	1.35
主契約 (第 1 保険期間)	2000 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
生活サポート特約 (年金開始後)	2004 年 2 月 1 日以後 2007 年 4 月 1 日以前の契約	1.25
	2007 年 4 月 2 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後	1.30
新・生活サポート特約 (年金開始後)	2006 年 12 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.30
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.30
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.30
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
一時払の介護保障定期保険 特約	2010 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以後の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
移行特約 (注 28)	2000 年 5 月 1 日以後 2009 年 9 月 1 日以前の契約	1.15
	2009 年 9 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.00
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	0.55

(注 28) 移行前契約の責任準備金等、当社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除く

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2021 年度の割り振り額は対象の特約 (注 29) に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料 10 万円に対するハートフル配当の例は以下 (払込期間と保険期間が同一の場合)。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007 年 4 月 1 日以前の契約

(単位: 円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,700	1,500	3,200	6,800	1,900	8,100
30	1,700	1,500	3,100	4,500	2,100	5,000
40	1,700	1,500	5,800	7,200	3,600	7,700
50	14,600	8,700	12,300	13,800	9,100	14,900
60	29,400	14,700	18,000	18,000	13,000	17,700

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します（注30）。

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	800	500	700	400	700	500
30	400	500	300	300	300	400
40	600	400	400	200	500	300
50	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	400	700	400	700	500
30	300	400	300	400	300	400
40	500	300	500	300	500	300
50	2,300	2,300	2,000	2,000	2,100	2,000
60	2,500	2,400	2,100	1,900	2,100	1,900

b. 2007年4月2日以後の契約（下表の特約で経過3年以上（注31）が対象）

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	700	900	800	1,200	1,000	1,500	900
30	1,200	800	900	800	1,200	1,000	1,500	900
40	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000	1,500	1,000
50	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400	3,400	2,000
60	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700	8,200	2,100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約					
	男性	女性	男性	女性				
20	2,700	6,600	1,500	7,500				
30	2,600	6,600	1,700	4,500				
40	4,400	5,800	3,000	6,800				
50	7,300	9,700	5,300	11,200				
60	10,200	13,900	6,400	12,500				
	生活サポート終身年金特約							
	2017年4月1日以前の契約		2017年4月2日以後2019年 4月1日以前の契約		2019年4月2日以後の契約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	1,000	1,400	800	900	1,000	1,300		
30	1,700	2,200	1,500	1,900	1,000	1,600		
40	3,200	5,100	2,900	4,600	1,000	1,900		
50	5,700	5,300	5,000	4,600	2,300	2,600		
60	6,600	5,400	5,900	4,600	2,900	3,000		

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注30)(注31)。

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期保険特約等		重度障害保障定期保険特約		介護保障定期保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	400	500	300	400	300	400	300	400
30	300	400	200	200	300	300	300	300
40	200	300	100	100	200	200	200	300
50	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100	1,700	1,500
60	100	200	200	100	300	100	100	100
	生活サポート特約		新・生活サポート特約		生活サポート終身年金特約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	200	300	400	400	100	100		
30	200	300	300	400	100	100		
40	200	200	200	300	100	100		
50	1,300	1,200	1,700	1,400	200	200		
60	300	100	100	100	100	100		

(注29) 対象外の保険種類は、移行特約、生活サポート年金・新・生活サポート年金・生活サポート終身年金の年金開始後、積立終身保険の第1保険期間、収入保障年金開始後、がん治療保障定期保険特約、女性特定がん保障定期保険特約、死亡保障の無い特約(特別配当の支払いを可能とする方式)

(注30) ファミリー定期保険特約(子型)は対象外

(注31) 配当年度(=配当回数)で判断。なお、「定期保険特約等」における定期保険特約・収入保障特約・遡減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約および「生活サポート終身年金特約」は、2019年4月2日以後の契約については零

② 医療関係特約

2021年度の割り振り額は対象の特約(注32)に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数(注33)を乗じた額とします。年額保険料10万円に対する特別配当率の例は以下(払込期間と保険期間が同一の場合)。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類							
	入院保障特約(A)・(B)・(C)等		入院特約等		災害入院特約		ファミリー保障特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800	
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300	
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200	
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400	
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200	

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類									
	入院保障特約(A)・(B)・(C)等		入院特約等		新・入院特約		災害入院特約		ファミリー保障特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	
20	4,100	8,500	5,500	11,000	11,500	12,900	5,500	21,900	10,300	
30	6,400	11,200	5,000	9,900	10,100	11,600	5,500	21,900	10,100	
40	5,800	11,600	4,800	9,500	9,000	10,400	5,500	21,900	6,100	
50	6,100	10,700	5,200	9,000	9,200	9,200	5,500	21,900	6,900	
60	4,000	7,100	3,400	5,900	6,300	6,400	5,500	21,900	4,800	

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類			
	新・入院特約 2014年6月1日以前の契約		新・入院特約 2014年6月2日以後の契約 (注34)	
	男性	女性	男性	女性
20	7,600	8,700	4,700	4,100
30	7,500	8,400	4,400	3,400
40	7,700	8,600	4,000	3,800
50	11,100	13,200	12,700	11,500
60	8,300	9,700	8,300	8,600

(注32) 対象の保険種類は、入院保障特約(A・B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、3大疾病無制限入院特約、新・入院特約、ファミリー保障特約(除く子型)

(注33) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1~4回目	5~9回目	10回目~
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(注34) 2019年4月2日以後の契約については零

(2) 2021年度の割り振り累計額

2020年度の割り振り累計額を積立利率(0.001%)で付利し、2021年度の割り振り額を加えた金額を2021年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約(注35)に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注35) 2021年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、2000年度契約、2003年度契約、2006年度契約、2009年度契約および2012年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零(当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む)

(3) MYミューチュアル配当

2021年10月以降、MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約(注17)に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注18)の累計×ポイント単価300円

4. 個人保険・個人年金保険(5年ごと配当付保険)

(1) 2021年度の割り振り額

2021年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの(注36)。

(注36) 割り振りの対象となる保険種類は、終身入院保険、終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、生活サポート定期保険特約、生活サポート終身年金特約、介護サポート終身年金特約、家計保障年金特約、3年間災害保障型通増定期保険、終身医療保険(解約返戻金抑制型)、生活障害保障定期保険、保障選択制定期保険(生活障害保障型)、保障選択制定期保険(がん保障型)、利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)[II型]、認知症終身保障保険(解約返戻金抑制型)、認知症保障特約(無解約返戻金型)、認知症終身保障特約(解約返戻金抑制型)、軽度認知障害保障特約(無解約返戻金型)、軽度認知障害終身保障特約(解約返戻金抑制型)、死亡保障の無い特約(特別配当の支払いを可能とする方式)

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

区 分	配当基準利回り (%)	
下記以外の契約	1.50	
(充当)一時払の以下の特約 終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約、 介護終身年金給付特約	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
平準払 介護終身年金給付特約 (年金開始後)	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.65
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
平準払 生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ



区 分		配当基準利回り (%)
一時払 生活サポート終身年金特約	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	年金開始前 1.50 年金開始後 1.40
	2013年4月2日以後の契約	1.00
家計保障年金特約 (年金開始後)	2014年6月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
利率変動型積立終身保険 (低解約返戻金型・指定通貨建)		予定利率と同じ

イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額 (注 37)

(注 37) 対象外の保険種類は、保障選択制定期保険 (がん保障型)、3年間災害保障型通増定期保険・生活障害保障定期保険・保障選択制定期保険 (生活障害保障型) から移行した払済保険、3年間災害保障型通増定期保険の通増率変更以後の保険期間、生活障害保障定期保険・保障選択制定期保険 (生活障害保障型) の第2保険期間。また、更新後の特約については零

① 普通死亡に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率} \times \text{危険保険金}$$

[危険保険金 10 万円に対する危険差配当金の例 (保険年齢)]

・満年齢方式による契約は、下記の表に所要の調整を行なう

a. 2017年4月1日以前の契約

(単位: 円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	35
30	14	12	42	51
40	25	8	76	129
50	58	18	295	291
60	108	22	696	539
	生活サポート定期保険特約 (注 38)			
	男性	女性		
20	15	20		
30	26	28		
40	58	84		
50	190	180		
60	425	315		

b. 2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の契約

(単位: 円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	25
30	14	12	38	44
40	25	8	68	113
50	58	18	272	245
60	108	22	625	431
	生活サポート定期保険特約 (注 38)		生活障害保障定期保険 (注 38)	
	男性	女性	男性	女性
20	13	11	11	10
30	23	22	21	17
40	52	72	47	70
50	176	150	134	133
60	392	253	384	248

c. 2019年4月2日以後の契約（注39）

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	1	-	22	17
30	1	-	18	28
40	1	1	28	54
50	3	2	122	121
60	7	3	311	230
	生活サポート定期保険特約（注38）		生活障害保障定期保険（注38）	
	男性	女性	男性	女性
20	1	1	11	10
30	1	2	21	17
40	3	5	47	70
50	15	14	134	133
60	51	32	384	248
	保障選択制定期保険（生活障害保障型）（注38）			
	男性	女性		
20	1	1		
30	1	2		
40	3	5		
50	15	14		
60	51	32		

（注38） 満年齢方式による金額

（注39） 2019年4月2日以後の契約のうち、定期保険特約・終身保険特約・生活サポート終身年金特約の一時払契約、および介護終身年金給付特約・3年間災害保障型通増定期保険については、表bを適用

また、a、b、およびc.について主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します（ただし、生活障害保障保険および保障選択制定期保険（生活障害保障型）は除きます）。

（単位：円）

現在 年齢 (歳)	性 別	
	男性	女性
20	1	1
30	2	1
40	3	2
50	1	2
60	4	1

② 災害および疾病関係の配当

主契約・特約名（注40）	配当金額
終身入院保険、終身入院買増特約、 終身入院特約、新・入院特約	契約日、性別、現在年齢および配当回数に応じて、基準入院給付金日額1,000円 について26円から1,033円までの額

（注40）「終身入院特約」および「新・入院特約」において、2019年4月2日以後の契約については零

(2) 2021年度の割り振り累計額

2020年度の割り振り累計額を積立利率（0.001%）で付利し、2021年度の割り振り額を加えた金額を2021年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約（注41）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

（注41）2021年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2011年度契約および2016年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零とします（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含みます）

(3) MYミューチュアル配当

2021年10月以降、MYミューチュアル配当の対象商品（注15）について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日（注16）が到来する契約（注17）に対して次の額

ミューチュアル・ポイント（注18）の累計×ポイント単価300円

5. 団体保険

(1) 団体定期保険、総合福祉団体定期保険、団体信用生命保険、消費者信用団体生命保険、新・団体定期保険

下表の配当率 × 危険差益 (注42)

(単位：%)

保険種類 団体の被保険者数	団体定期保険 (注43) 総合福祉団体 定期保険〔ヒューマン ケア特約を含む〕(注44)	団体信用生命 保険のうち3大 疾病保障特約 またはがん保障 特約、引受条件 緩和・割増保険 料適用特約を 付加しない部分・ 消費者信用団体 生命保険	団体信用生命 保険のうち3大 疾病保障特約 またはがん保障 特約を付加した 部分	団体信用保険の うち引受条件 緩和・割増保険 料適用特約を 付加した部分	新・団体定期 保険 (注43)
	～ 24人	14	10	8	10
25～ 49	28	20	18	18	—
50～ 99	28	20	18	18	15
100～ 199	40	30	28	28	20
200～ 349	48	40	38	35	25
350～ 499	53	50	47	44	35
500～ 999	63	58	55	52	43
1,000～ 1,999	74	64	61	59	55
2,000～ 3,499	84	69	66	64	66
3,500～ 4,999	90	75	70	70	74
5,000～ 9,999	95	80	73	75	83
10,000～ 99,999	97	87	77	78	90
100,000～ 299,999	97	90	80	80	90
300,000～	97	97	85	85	90

(注42) 無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除く

(注43) 団体定期保険に関し、基準加入率35%が未達となるものの所定の条件に該当する契約については、上記の配当率に0.25から0.95の係数を乗じたものを配当率とする。新・団体定期保険についても同様、上記の配当率に0から0.90の係数を乗じたものを配当率とする

(注44) 総合福祉団体定期保険は団体の被保険者数が500人以上の場合、支払率(保険金支払額/純保険料)に応じ以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る

(単位：%)

団体の被保険者数	支 払 率			
	30%超 40%以下	20%超 30%以下	10%超 20%以下	10%以下
500～ 999	72.0	74.5	76.5	78.0
1,000～ 1,999	83.5	86.0	87.5	88.0
2,000～ 3,499	90.0	91.0	92.0	92.5
3,500～ 4,999	94.0	94.5	95.0	95.5
5,000～ 9,999	97.0	97.3	97.6	97.8
10,000～	98.0	98.3	98.5	98.7

(2) 団体定期保険年金払特約、総合福祉団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約

(配当基準利回り－予定利率) × 責任準備金

ただし、負値の場合はこれを零とします。

区 分	配当基準利回り (%)
予定利率が2%以下の契約	1.50
予定利率が2%超 3%以下の契約	1.35
予定利率が3%超 4%以下の契約	1.10
予定利率が4%超の契約	0.70

(3) 団体終身保険(個人扱被保険者)  
一時払退職後終身保険に準じます。

(4) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

## ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{配当基準利回り} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

配当基準利回り：1.50%

## イ. 危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

## 6. 団体年金保険

団体年金保険の利差配当率は、主としてインカムゲインからなる基本部分指標利回りと、主としてキャピタルゲインからなる時価変動部分指標利回りに、それぞれの還元率を乗じて計算します。

## (1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険、国民年金基金保険

次のアの額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。さらに、有期利率保証特約については零とします。

## ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(除く特則一般勘定部分)(予定利率1.25% 解約時に一般勘定取崩控除あり)	1.55
確定給付企業年金保険の特則一般勘定部分(予定利率1.00%)	1.18
厚生年金基金保険、国民年金基金保険(予定利率0.75%)	0.99

## (2) 企業年金保険、新企業年金保険、新企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、企業年金保険については所要の調整を行いません。また、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。

## ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
新企業年金保険(02)(除く特則一般勘定部分) (予定利率1.25% 解約時に一般勘定取崩控除あり)	1.55
新企業年金保険(02)の特則一般勘定部分(予定利率1.00%)	1.18
企業年金保険、新企業年金保険(予定利率0.75%)	0.99

## イ. 責任準備金関係配当

予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

## ウ. 危険差配当

遺族年金特約を付加した契約について、 $\boxed{\text{下表の率} \times \text{危険差益}}$

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 99人	50
100～199	60
200～299	70
300～499	80
500～999	90
1,000～	95

## (3) 抛成型企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。

## ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
抛成型企業年金保険(02)(予定利率1.25%)	1.36

- イ. 責任準備金関係配当  
 予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額
- ウ. 危険差配当  
 上記(2)ウに同じ

(4) 団体生存保険、新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。

ア. 利差配当

$$\boxed{\text{下表の率} - \text{予定利率}} \times \text{経過責任準備金}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
団体生存保険、新団体生存保険 (予定利率0.75%)	0.99

イ. 危険差配当

- 危険差益の場合：危険差損益×0.95
- 危険差損の場合：危険差損益×1.00

(5) 予定利率変動型確定拠出年金保険  
 零

7. 財形保険・財形年金保険  
 零

8. 医療保障保険

(1) 医療保障保険 (個人型)

次のアおよびイの合計額

ア. 普通死亡部分に対する配当

$$\boxed{\text{危険差配当率 [普通死亡部分]} \times \text{死亡保険金}}$$

危険差配当率 [普通死亡部分] は死亡保険金 10 万円につき、被保険者の現在年齢に応じて 5 円から 220 円までの額

イ. 入院給付部分に対する配当

$$\boxed{\text{危険差配当率 [入院給付部分]} \times \text{入院給付金日額}}$$

危険差配当率 [入院給付部分] は入院給付金日額 1,000 円につき、被保険者の性別、現在年齢、および配当回数に応じて 250 円から 1,330 円までの額

(2) 医療保障保険 (団体型)

$$\boxed{\text{下表の率} \times \text{危険差益}}$$

(単位：%)

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 49 人	25	500 ～ 999 人	50
50 ～ 99	30	1,000 ～ 1,999	55
100 ～ 199	35	2,000 ～ 3,499	60
200 ～ 349	40	3,500 ～ 4,999	65
350 ～ 499	45	5,000 ～	70

## 9. 就業不能保障保険

- (1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約  
次のアからウの合計額。ただし、合計額が負値の場合は零とします。

## ア. 利差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における利差配当に同じ

## イ. 危険差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における危険差配当に同じ

## ウ. 費差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における費差配当に同じ

- (2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
50 ～ 99 人	10
100 ～ 349	15
350 ～ 999	20
1,000 ～ 1,999	25
2,000 ～	30

- (3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 399 人	15
400 ～ 1,999	20
2,000 ～ 4,999	25
5,000 ～ 9,999	30
10,000 ～ 99,999	35
100,000 ～	50

- (4) 団体総合就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 24 人	5
25 ～ 99	10
100 ～ 199	15
200 ～ 299	20
300 ～ 499	25
500 ～ 999	30
1,000 ～ 1,999	35
2,000 ～ 3,499	40
3,500 ～ 9,999	45
10,000 ～	50



